【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年６月24日
【事業年度】	第112期(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
【会社名】	株式会社名村造船所
【英訳名】	Namura Shipbuilding Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　名 村 建 介
【本店の所在の場所】	大阪市西区立売堀二丁目１番９号
【電話番号】	(06)6543-3561
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員社長補佐　井 関 延 行
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区立売堀二丁目１番９号
【電話番号】	(06)6543-3561
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員社長補佐　井 関 延 行
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目８番16号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第108期	第109期	第110期	第111期	第112期
決算年月		平成19年３月	平成20年３月	平成21年３月	平成22年３月	平成23年３月
売上高	(百万円)	93,455	109,639	122,144	131,604	136,034
経常利益	(百万円)	5,086	9,640	5,731	8,359	6,041
当期純利益	(百万円)	3,105	5,814	2,977	6,281	2,273
包括利益	(百万円)	―	―	―	―	1,351
純資産額	(百万円)	29,801	34,847	33,713	41,008	41,569
総資産額	(百万円)	127,799	188,035	219,713	211,450	195,730
１株当たり純資産額	(円)	617.34	717.43	691.41	834.80	845.27
１株当たり当期純利益	(円)	67.87	120.54	61.72	130.23	47.10
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	―	―	61.69	129.94	46.95
自己資本比率	(%)	23.3	18.4	15.2	19.0	20.8
自己資本利益率	(%)	12.0	18.1	8.8	17.1	5.6
株価収益率	(倍)	15.5	6.3	5.0	3.7	8.8
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	27,336	51,495	23,035	11,885	△2,360
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△3,343	△16,221	△39,004	△7,232	35,405
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	2,086	3,625	1,369	3,263	△3,881
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	50,198	90,971	76,548	84,390	113,175
従業員数	(名)	1,643	2,273	2,351	2,361	2,395

(注) １ 売上高には、消費税等は含んでいない。
２ 第108期及び第109期は潜在株式がないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益は記載していない。
３ 従業員数は、就業人員数を表示している。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第108期	第109期	第110期	第111期	第112期
決算年月		平成19年３月	平成20年３月	平成21年３月	平成22年３月	平成23年３月
売上高	(百万円)	73,594	84,831	98,673	111,468	115,788
経常利益	(百万円)	2,975	8,779	4,926	7,800	8,220
当期純利益	(百万円)	1,849	5,347	2,752	6,708	4,605
資本金	(百万円)	8,083	8,083	8,083	8,083	8,083
発行済株式総数	(千株)	48,386	48,386	48,386	48,386	48,386
純資産額	(百万円)	24,001	28,414	27,420	34,675	37,696
総資産額	(百万円)	110,809	164,896	194,999	186,438	175,483
１株当たり純資産額	(円)	497.30	588.77	567.77	717.28	779.05
１株当たり配当額 (内１株当たり 中間配当額)	(円)	6.00 (2.00)	10.00 (4.00)	10.00 (5.00)	14.00 (6.00)	14.00 (7.00)
１株当たり当期純利益	(円)	40.39	110.79	57.02	139.00	95.38
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	(円)	―	―	57.00	138.68	95.06
自己資本比率	(%)	21.7	17.2	14.1	18.6	21.4
自己資本利益率	(%)	8.8	20.4	9.9	21.6	12.7
株価収益率	(倍)	26.0	6.9	5.4	3.5	4.3
配当性向	(%)	14.9	9.0	17.5	10.1	14.7
従業員数	(名)	1,012	1,019	1,059	1,088	1,088

(注) １ 売上高には、消費税等は含んでいない。
２ 第108期及び第109期は潜在株式がないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益は記載していない。
３ 従業員数は、就業人員数を表示している。

2 【沿革】

明治44年２月	名村源之助個人により大阪市大正区において名村造船鉄工所の名称のもとに創業
昭和６年４月	大阪市住之江区において旧村尾造船所の施設一切を買収し、株式会社に改組、株式会社名村造船所として新発足
昭和17年５月	東京事務所開設
昭和24年６月	大阪証券取引所に株式上場(資本金800万円)
昭和36年９月	鉄構工場新設 陸上部門に進出
昭和47年10月	伊万里工場建設起工
昭和47年12月	名和産業株式会社を設立(現 連結子会社)
昭和49年11月	伊万里工場竣工
昭和54年10月	大阪工場の設備売却
昭和56年10月	有限会社北九給食センターを設立(現 連結子会社)
昭和57年７月	本社を大阪市住之江区から西区に移転
昭和58年１月	伊万里事業所(伊万里工場 改称)に海洋陸機工場新設
昭和58年７月	玄海テック株式会社を設立(現 連結子会社)
昭和58年７月	名村情報システム株式会社を設立(現 連結子会社)
昭和60年８月	ゴールデン バード シッピング社を設立(現 連結子会社)
昭和61年１月	福岡事務所開設(福岡営業所 改称)
昭和61年９月	名村エンジニアリング株式会社を設立(現 連結子会社)
昭和63年１月	モーニング ダイダラス ナビゲーション社を買収(現 連結子会社)
平成２年４月	名古屋営業所開設
平成２年10月	事業部制実施
平成４年１月	メックマシナリー株式会社を買収して、現事業形態を継承
平成４年３月	鉄構工場(海洋陸機工場 改称)増設
平成６年９月	ＩＳＯ9001及びＪＩＳ9901審査登録完了
平成９年２月	福岡営業所開設
平成９年８月	株式会社オリイ株式を公開買付により31.6%取得
平成10年４月	佐賀営業所開設
平成10年９月	名村マリン株式会社を設立(現 連結子会社)
平成12年７月	環境ＩＳＯ14001審査登録完了
平成12年12月	株式会社オリイとメックマシナリー株式会社は合併し、オリイメック株式会社(現 連結子会社)が発足
平成13年３月	函館どつく株式会社に資本参加
平成15年11月	オリイメック株式会社(現 連結子会社)株式を公開買付により、議決権比率87.1%取得
平成16年４月	オリイメック株式会社(現 連結子会社)を株式交換により、完全子会社化
平成18年２月	伊万里事業所の船舶建造設備を増強（第一次大型設備投資）
平成19年７月	伊万里事業所の船舶建造設備を増強（第二次大型設備投資）
平成20年３月	函館どつく株式会社(現 連結子会社)の第三者割当増資の全額引受けにより、議決権比率88.7%取得

3 【事業の内容】

当企業集団は、株式会社名村造船所(当社)、子会社25社及び関連会社２社より構成されており、船舶、機械及び鉄鋼構造物の製造販売並びに船舶の修繕を主な事業内容としているほか、これらに付帯する業務等を営んでいる。

当企業集団の事業に係る位置づけ及びセグメントとの関連は次のとおりである。

(新造船事業)　当社及び函館どつく㈱(連結子会社)が、各種船舶の製造販売を行っている。
製造については、鋼材ショット加工を㈱伊万里鉄鋼センター(関連会社)に委託している。
船舶資材の一部については、名和産業㈱(連結子会社)を通じて仕入を行っている。
船型の技術開発については、名村エンジニアリング㈱(連結子会社)が行っている。

(修繕船事業)　函館どつく㈱(連結子会社)は、船舶の修繕を行っている。
名村マリン㈱(連結子会社)は、当社より船舶の修繕を受託している。

(機械事業)　オリイメック㈱(連結子会社)、オリイ精機㈱(連結子会社)、オリイテクノ㈱(連結子会社)、オリイメック コーポレーション オブ アメリカ社(連結子会社)、オリイメック コーポレーション オブ シンガポール社(連結子会社)、欧立美克香港有限公司(連結子会社)、広州欧立机電有限公司(連結子会社)、オリイメック(タイ)社(連結子会社)及び欧立美克（上海）貿易有限公司(連結子会社)は、プレス用自動化装置、精密ばね成形機の製造販売及び保守・技術サービスを行っている。
精密ばね成形機の一部については、名和産業㈱(連結子会社)を通じて販売している。

(鉄構陸機事業)　当社、玄海テック㈱(連結子会社)及び函館どつく㈱(連結子会社)が、製造販売を行っている。
名和産業㈱(連結子会社)が、販売を行っている。
製造については、鉄鋼構造物の一部を玄海テック㈱(連結子会社)に委託している。

(その他事業)　名和産業㈱(連結子会社)は、舶用資機材の販売を行っている。
名村情報システム㈱(連結子会社)は、ソフトウェア開発、情報機器の販売を当社及び関係会社に対して行っている。
玄海テック㈱(連結子会社)は、当社及び関係会社より、設備の保全、保安業務を受託している。
名村マリン㈱(連結子会社)は、当社より船舶の保守及びアフターサービスを受託している。
㈲北九給食センター(連結子会社)は、当社及び関係会社の工場給食を請負っている。
モーニング ダイダラス ナビゲーション社(連結子会社)及びゴールデン バード シッピング社(連結子会社)は、船舶貸渡業を営んでいる。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりである。

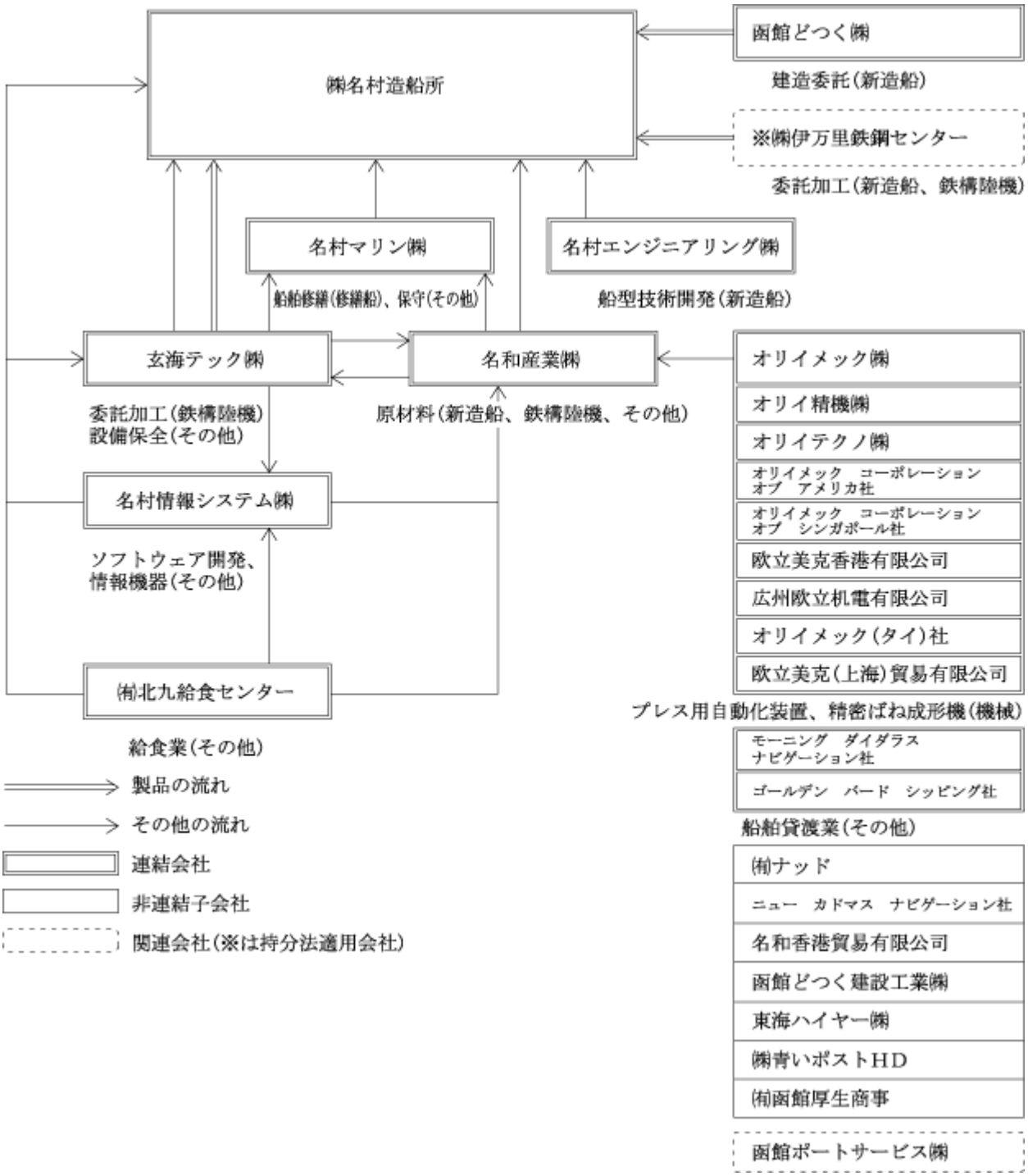

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
函館どつく㈱ (注)４	北海道 函館市	1,746	新造船事業 修繕船事業 鉄構陸機事業 その他事業	88.7	当社からの新造船の受託建造を行っている。 役員兼任４名
オリイメック㈱ (注)４	神奈川県 伊勢原市	1,491	機械事業	100.0	一部関係会社を通じ、製品を販売している。 役員兼任４名
オリイ精機㈱	鳥取県 鳥取市	80	機械事業	100.0 (100.0)	オリイメック㈱からの受託生産を行っている。
オリイテクノ㈱	神奈川県 伊勢原市	23	機械事業	100.0 (100.0)	オリイメック㈱製品の外注加工を行っている。
オリイメック コーポレーション オブ アメリカ社	米国 ケンタッキー州	千米ドル 100	機械事業	100.0 (100.0)	オリイメック㈱製品の販売・保守サービスを行っている。
オリイメック コーポレーション オブ シンガポール社	シンガポール パレード	千シンガポールドル 300	機械事業	100.0 (100.0)	オリイメック㈱製品の販売・保守サービスを行っている。
欧立美克香港有限公司	中国 香港	千香港ドル 31,590	機械事業	100.0 (100.0)	オリイメック㈱製品の販売・保守サービスを行っている。
広州欧立机電有限公司	中国 広州	千米ドル 4,800	機械事業	100.0 (100.0)	オリイメック㈱製品の製造・販売・保守サービスを行っている。
オリイメック(タイ)社	タイ バンコク	千バーツ 4,000	機械事業	49.0 (49.0)	オリイメック㈱製品の販売・保守サービスを行っている。
欧立美克(上海)貿易有限公司	中国 上海	千米ドル 700	機械事業	100.0 (100.0)	オリイメック㈱製品の販売・保守サービスを行っている。
名和産業㈱	佐賀県 伊万里市	80	新造船事業 鉄構陸機事業 その他事業	100.0	当社及び関係会社に対し原材料を販売している。 役員兼任５名（うち当社従業員３名）
玄海テック㈱	佐賀県 伊万里市	50	鉄構陸機事業 その他事業	100.0	当社及び関係会社の設備保全工事を請け負っている。 役員兼任２名（うち当社従業員１名）
名村情報システム㈱	佐賀県 伊万里市	50	その他事業	100.0	当社及び関係会社に対してソフト開発及び情報機器を販売している。 役員兼任２名（うち当社従業員２名）
名村マリン㈱	佐賀県 伊万里市	10	修繕船事業 その他事業	100.0	当社の船舶の修繕・保守及びアフターサービスを請け負っている。 役員兼任３名（うち当社従業員３名）
モーニング ダイダラス ナビゲーション社	パナマ共和国 パナマ市	千米ドル 150	その他事業	100.0	役員兼任３名（うち当社従業員２名）
ゴールデン バード シッピング社	パナマ共和国 パナマ市	千米ドル 503	その他事業	100.0 (50.3)	役員兼任３名（うち当社従業員２名）
㈲北九給食センター	佐賀県 伊万里市	18	その他事業	100.0	当社及び関係会社の工場給食を請け負っている。 役員兼任２名（うち当社従業員２名）
名村 エンジニアリング㈱	佐賀県 伊万里市	20	新造船事業	100.0	当社船型の技術開発を行っている。 役員兼任３名（うち当社従業員３名）
(持分法適用関連会社)					
㈱伊万里鉄鋼センター	佐賀県 伊万里市	200	新造船事業 鉄構陸機事業	20.0	当社鋼材のショット加工を行っている。 役員兼任１名（うち当社従業員１名）

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載している。
2 「議決権の所有又は被所有割合」欄の( )内は間接所有の割合である。
3 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はない。
4 特定子会社である。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年３月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
新造船事業	1,326
修繕船事業	160
機械事業	412
鉄構陸機事業	135
その他事業	187
全社(共通)	175
合計	2,395

(注) 1 従業員数は、就業人員である。
2 臨時従業員については従業員の100分の10未満のため記載を省略している。

(2) 提出会社の状況

平成23年３月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,088	38.5	15.2	5,550

セグメントの名称	従業員数(名)
新造船事業	924
鉄構陸機事業	77
全社(共通)	87
合計	1,088

(注) 1 従業員数は、就業人員である。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。
3 臨時従業員については従業員の100分の10未満のため記載を省略している。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合は次のとおりである。

組合名称	所属上部団体
名村造船労働組合	日本基幹産業労働組合連合会
なむら支部	全日本金属情報機器労働組合

当企業集団の労使関係は安定しており、特記すべき事項はない。

第２ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

当連結会計年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年３月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年３月21日）を適用しているが、事業区分に変更はないため、前年同期比較を行っている。

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、新興国向け輸出の伸長に潤った企業の業績回復やエコカー減税・補助金などの景気刺激策の効果に支えられて緩やかながらも回復基調を示していたが、為替が総じて１米ドル当り80円台という円高水準で推移したことにより生産拠点の海外シフトが加速され、本年３月11日に東日本大震災が発生したことがわが国経済の先行きにさらなる不透明性・不確実性を投げかけることとなった。

当社にとって創業100周年に当たる当連結会計年度において、当社は300千重量トン型油送船（ＶＬＣＣ）の２隻目のほか、新商品である250千重量トン型鉱石運搬船（西豪州最大船型ＷＯＺＭＡＸ）２隻など計12隻を竣工した。一方、連結子会社である函館どつく株式会社も、主力である32千重量トン型撒積運搬船８隻など計12隻を竣工したが、室蘭製作所が建造を予定していた先進的な二重反転プロペラ付電気推進式79百重量トン型セメント運搬船（スーパーエコシップ）４隻の詳細設計段階において、保証載貨重量トンを確保するためには満載喫水を当初計画値よりも深める必要があると判明したことから発注者殿との協議の結果、１隻目・２隻目は船価の大幅減額、３隻目・４隻目は契約解除とすることで決着した。

当連結会計年度の業績は、売上高は136,034百万円（前連結会計年度比3.4%増）となった。営業利益は、当社単体では前年度比微増となったが、前述セメント運搬船２隻の船価を大幅に減額したこと、長期化も予想される円高や鋼材価格など資機材価格の高止まりに備えて工事損失引当金を追加計上したこと、オリイメック株式会社の事業再構築必要費用を計上したこともあり、連結では6,610百万円（前連結会計年度8,813百万円の営業利益）、経常利益は6,041百万円（前連結会計年度8,359百万円）となった。税金等調整前当期純利益は、前連結会計年度においては工事進行基準への移行措置や契約解約益による特別利益合計4,900百万円を計上したのに対して、当連結会計年度においては連結子会社保有船舶の売却益1,679百万円を特別利益として計上したが、セメント運搬船対策費用として2,030百万円、資産除去債務会計基準の適用に伴う過年度分の処理として226百万円を特別損失として計上したこともあって5,412百万円（前連結会計年度12,836百万円）に留まり、その結果、当期純利益は2,273百万円（前連結会計年度6,281百万円）となった。

なお、このたびの東日本大震災の影響としては、当企業集団に亘って人的被害を免れ、函館どつく株式会社の函館造船所の設備の一部に受けた被害も軽微であり早期修復を果たすことができた。函館どつく株式会社の函館造船所および室蘭製作所は震災地域に近く、巡視船、漁船、内航船や港湾荷役装置の修理、新造などの復興支援要請には優先して取り組んでいく。

セグメントの業績を示すと、次のとおりである。

① 新造船事業

当社最大船型の300千重量トン型油送船（ＶＬＣＣ）１隻、250千重量トン型鉱石運搬船（ＷＯＺＭＡＸ）２隻等計12隻、函館どつく株式会社建造船として32千重量トン型撒積運搬船８隻等計12隻、合計24隻を完工し、売上高は113,494百万円（前連結会計年度比6.1%増）となったが、営業利益はセメント運搬船２隻の船価が大幅に減額されたことなどにより9,220百万円（前連結会計年度12,302百万円の営業利益）となった。

受注面については、当社建造船として88千重量トン型撒積運搬船２隻、函館どつく株式会社建造船として32千重量トン型撒積運搬船３隻、小型内航船１隻を受注した。一方、函館どつく株式会社で建造を予定していたセメント運搬船４隻のうち２隻は前述のとおり契約解除となった。この結果、当連結会計年度末受注残高は合計64隻442,318百万円（前連結会計年度比22.7%減）となったが、未だ約３年半分の工事量を確保している。

当連結会計年度においては売上計上の対象となった米ドル額は718百万米ドルであり、その平均円換算レートは１米ドル当たり90円15銭である。また、当連結会計年度売上対象の米ドルのうち為替予約未済の額については、売上計上に際して当期末日レートである83円15銭を使用している。

② 修繕船事業

修繕船事業の中核を担う函館どつく株式会社は、主要顧客である海上自衛隊大湊地方総監部ご発注の定期検査工事を中心として、海上保安庁の巡視船および一般商船などの修繕工事を完工し、当連結会計年度の売上高は5,940百万円（前連結会計年度比8.5%増）、損益面については平成22年10月に整備を終えた大型船対応修繕設備に係る減価償却費の増加などもあり、250百万円の営業損失（前連結会計年度186百万円の営業損失）となったが、大型艦艇入渠工事の本格化に伴い漸次改善されると見込んでいる。

なお、当連結会計年度末受注残高は2,329百万円（前連結会計年度比17.6%減）となった。

③ 機械事業

機械事業を担うオリイメック株式会社は、縮小する国内市場環境に合わせた国内生産のスリム化と海外生産拠点の強化に取り組んでいる。当連結会計年度の売上高は、主要顧客である自動車関連業界および電機関連業界の設備投資において中国、インドなど新興国の経済成長を背景とした外需拡大が下支えとなり緩やかながらも回復基調を示していたが、急激な円高による輸出の減速と生産拠点の海外移転、エコカー減税・補助金などの縮小・終了による個人消費の落ち込みの影響もあって先行きに不透明感が増大したため伸び悩んだ結果、6,119百万円（前連結会計年度比11.8%増）となった。損益面については、中国生産子会社および海外販売子会社の売上高増加やコスト削減によって改善を図りつつあるものの、国内では設備投資の手控えと事業再構築のための合理化費用計上もあって787百万円の営業損失（前連結会計年度1,194百万円の営業損失）となった。

なお、当連結会計年度末受注残高は1,846百万円（前連結会計年度比69.1%増）と需要回復の兆しが見えてきた。

④ 鉄構陸機事業

長崎県ご発注の浦上川高架橋（736トン）、国土交通省九州地方整備局ご発注の立野跨線橋（313トン）、佐賀県ご発注の原田跨線橋（275トン）などの工事を予定通り完工し、当連結会計年度の売上高は6,747百万円（前連結会計年度比21.7%減）となったが、合理化努力により営業利益は194百万円（前連結会計年度159百万円の営業損失）と改善された。

受注面については、依然として公共事業費の縮減傾向が続くなか、当社としては国土交通省九州地方整備局、佐賀県、熊本県などから、函館どつく株式会社としては北海道後志総合振興局、国土交通省北海道開発局釧路開発建設部などから、それぞれ受注したものの低水準に止まり、当連結会計年度末受注残高は4,505百万円（前連結会計年度比46.0%減）となった。

⑤ その他事業

ソフトウエア開発、海運、卸売、設備工事などの各事業においては、売上高は3,734百万円（前連結会計年度比27.1%減）となったが、営業利益は335百万円（前連結会計年度298百万円の営業利益）と改善されている。

なお、当連結会計年度末受注残高は、営業努力の結果1,344百万円（前連結会計年度比69.9%増）となった。

(2) キャッシュ・フローの状況

現金及び現金同等物については、有価証券の運用期間を見直した結果として現金同等物扱いの有価証券が増加したことなどにより前連結会計年度末に比べ28,785百万円増加し、当連結会計年度末は113,175百万円となった。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益が減少したことなどにより前連結会計年度に比べ14,245百万円減少し、当連結会計年度は2,360百万円の資金減少となった。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却及び償還による収入が増加したことなどにより前連結会計年度に比べ42,637百万円増加し、当連結会計年度は35,405百万円の資金増加となった。

財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金を圧縮したことなどにより前連結会計年度に比べ7,144百万円減少し、当連結会計年度は3,881百万円の資金減少となった。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと次のとおりである。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
新造船事業	97,787	4.7
修繕船事業	6,826	47.1
機械事業	4,524	△1.4
鉄構陸機事業	5,828	△23.3
その他事業	4,418	△16.3
合計	119,383	3.4

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれていない。
2 上記の金額は、工事完成基準で記載している。

(2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと次のとおりである。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
新造船事業	15,481	△18.4	442,318	△22.7
修繕船事業	5,443	△1.5	2,329	△17.6
機械事業	6,873	89.0	1,846	69.1
鉄構陸機事業	3,232	△35.4	4,505	△46.0
その他事業	4,288	△11.3	1,344	69.9
合計	35,317	△7.0	452,342	△22.7

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれていない。
2 上記の金額は、工事完成基準で記載している。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりである。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
新造船事業	113,903	19.6
修繕船事業	5,940	8.5
機械事業	6,119	11.8
鉄構陸機事業	7,071	△28.4
その他事業	3,734	△27.1
合計	136,767	12.9

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれていない。
2 上記の金額は、工事完成基準で記載している。

3 【対処すべき課題】

(1) 当面の対処すべき課題の内容等

① 新造船事業

船腹需給ギャップは過去最大規模の水準にあり、新造船市場においては中国・韓国など過剰設備を有する造船所との熾烈な国際的生存競争を避けて通れない状況にある。当企業集団としては、価格、品質、性能、サービスのみならず昨今の燃料費高に対応する低燃費性や環境性能などの観点から多面的に顧客ニーズを的確に捉え、顧客から求められる商品としての新造船を他社に先駆けて具現化しなければならない。そのためには、造船業は人が主役の産業であるとの原点に立ち返り、組織的に人材育成に取り組み、メーカーの基礎となる技術・技能のさらなる向上とチームワークなど組織力の強化を進めている。

同時に、生産計画、生産管理、生産技術、技能伝承のあるべき姿を追求し、改善活動や意識改革を推進するとともにコストの大部分を占める資機材の調達手段を抜本的に見直すことにより、為替や原材料価格などの変動に耐えられる事業体質・収益体質の強化を進めていく。

また、積極的な受注活動による手持工事量の延伸を図るために、商品開発の加速とリードタイムの大幅短縮が可能となる態勢を整備し、常時３年分の手持工事量確保に努めていく。

函館どつく株式会社においてセメント運搬船建造で明らかになった体質的欠陥と技術力の不足については「失敗は次に生かせば成功の素になる」との信念をもって、グループ全体で是正・改善に取り組んでいく。

② 修繕船事業

修繕船事業を主に担う函館どつく株式会社は、長年の歴史に裏打ちされた技術力と、立地の優位性を最大限に活用して、海上自衛隊、海上保安庁などの官庁船、一般商船、漁船、作業船あるいはサハリンプロジェクト関連船舶など多種多様な修繕工事に積極的に対応するとともに、長期安定収益体質の確立に向けて本格稼動した大型船対応修繕設備を最大限に活用し、技術力とコスト競争力のさらなる強化により主要顧客の強いニーズに応えていく。

また、東日本大震災関連の需要が急増しているが、震災地域の復興支援を目的に優先的に取り組んでいく。

③ 機械事業

機械事業を担うオリイメック株式会社は事業再構築に取り組み、国内事業においては、国内の市場規模に適合した事業体制で売上高および利益の維持・安定を図るため、国内事業体制の再編・合理化を実施したが、今後は、製品開発の促進、生産および業務の効率化を推進し、売上高の確保と利益の拡大を図り国内事業の再成長を目指す。また、海外事業においては、中国生産子会社の工場増設による生産能力増強、海外販売子会社の営業力強化ならびに新たな生産拠点や営業拠点を作るなど、新興国市場の需要を適時的確に捉えるため引き続き積極的な海外展開に取り組み、海外市場でのシェアの拡大を図り、連結売上高および利益の確保に努めていく。

④ 鉄構陸機事業

公共事業費削減がより一層進行するなか、鋼製橋梁業界を取り巻く環境は依然として厳しく不透明であり、こうした傾向は中長期的に続くものと思われる。このような事業環境のなか、マーケットの動向に応じた事業体制の再編・合理化を行うとともに、総合評価落札方式への対応強化による受注力の向上を図っていく。また、調達コストの削減や製作の効率化に加え、現地工事を中心とした個々の工事の管理を強化し採算を向上させることで、安定した収益の確保を目指していく。

また、東日本大震災からの復興に必要な橋梁・港湾荷役装置などインフラ需要の増加に対応できる態勢の整備にも努めていく。

⑤ その他事業

当企業集団価値の向上を図るために外部環境の変化に的確に対応した連結経営の強化を推し進め、各事業を担う関係会社の自立を促す一方で当企業集団における各事業の役割を明確化し、認識の共有化を図りつつ、グループ経営資源の選択と集中やシナジー効果による事業利益の拡大を図っていく。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えている。

この観点から当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式等の大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考える。

② 会社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

（企業価値の源泉）

当社は、1911年（明治44年）の創業以来今日まで、「存在感」を経営理念として、船舶の製造を基軸とした事業活動を営んでおり、顧客のニーズに応えた高品質の船舶を長年にわたり安定的に製造・供給することを基軸とする経営を続けることにより顧客の信頼を獲得し、全社一丸となって企業価値の向上に努めてきた。

当社の企業価値の源泉は、具体的には以下の点にあると考えている。

第一に、わが国の三大船社をはじめとする国内外の顧客との長期的視野に立った緊密な相互信頼関係にある。

第二に、高品質の製品を安定的に供給するためには、わが国の大手製鉄会社をはじめとする舶用資機材供給者との信頼関係に基づく中・長期的かつ安定的な取引関係が重要である。

第三に、顧客ニーズを的確に捉えた高品質な製品を開発・受注・製造するための、開発力・技術力および生産管理ノウハウである。

第四に、地域社会との良好な相互関係が重要である。

以上のように、当社は、顧客、舶用資機材供給者などの取引先、従業員も含めたステークホルダーを対象として包含する「顧客信頼度」というキーワードを掲げて経営を続けている。

（企業価値向上のための取組み）

平成23年４月１日付で発足した新執行体制の下、当企業集団は平成23年度から平成25年度までの３ヶ年間の新中期経営計画「挑む」を策定し、「あらゆる変化に対応できる体制の構築」を経営目標として、過去に経験したことのない急速で激しい変化に敏速に対応するため、当企業集団の適応力の強化を急いでいる。新執行体制により新しい発想で事業環境の劇的な変化に挑戦し、「新たなる発展」「新たなる進化」を目指して、邁進していく。

（コーポレート・ガバナンスの強化）

当社は法令遵守が企業の基本的かつ最低限の社会的責務であるとの考え方に立っており、適法・適正かつ透明性の高い経営を保つことにより株主、取引先および社会の信頼を得ることが企業の発展と企業価値の向上に繋がるものと確信している。

このような考えの下、当社では豊かな社会創りに貢献するとともに、コンプライアンスの推進・実行を図るため、すべての役員・従業員が遵守すべき企業行動の基本原則および行動指針として「株式会社名村造船所 行動憲章および行動指針」を定め、さらなる企業倫理の確立と社会責任の遂行に努めている。

また、コンプライアンスとそのリスク管理、財務報告の適正性等の促進に関しては、内部統制委員会と内部監査室を中心に、内部統制システムの構築およびその維持・改善を行っている。

当社の経営上の意思決定、業務執行および監督に係わる経営管理組織体制等の状況は次の通りである。

取締役会は、原則として毎月１回、監査役出席の下、重要な業務執行について、適法性、妥当性、効率性、戦略性、社会性および適正性等について十分に審議を尽くした後に決するとともに、取締役の職務執行を監督している。

また、執行役員制度を採用して、経営に関する意思決定と業務の執行およびこれらに対する監視の各機能の充実・強化を図り、審議の充実と業務執行の迅速化・効率化を通じて、企業価値の最大化を目指している。

さらに執行役員会を原則として月１回執り行い、経営に関する重要業務の執行に関する審議を尽くしている。

企業グループの経営状況の監督については、担当の取締役または執行役員が往査するほか、各社の経営状況を３ヶ月に１回執行役員会の場で担当の取締役または執行役員より、また、６ヶ月に１回開催される部長・関係会社報告会の場でグループ各社の代表者より報告せしめ、実態の把握と的確な経営管理および業務執行を監督・指導している。

監査役の監査については、常勤監査役が執行役員会、部長会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べ、稟議書などの決裁手続についても審議段階から意見を述べることができることとし、監査機能の強化を図っている。なお、会計監査人から監査結果の報告を受けるほか、定期的・臨時的な情報・意思の交換を行うなど、監査役・会計監査人間で緊密な連携をとっている。また、監査役２名が非常勤の社外監査役であり、社外監査役と当社の間に取引関係その他利害関係はない。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、上記①の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定を支配されることを防止するための取組みとして、当社株式等の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、当社株式等の20%以上を取得しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めている。

なお、対応方針の詳細については、平成23年５月13日付「当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」ご参照ください。

（当社ホームページ：http://www.namura.co.jp/）

④ 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

（基本方針の実現に資する特別な取組みについて）

企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものである。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではない。

（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて）

・当該取組みが基本方針に沿うものであること

当該取組みは、当社株式等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものである。

・当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えている。

(a)買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

(b)株主意思を重視するものであること

(c)独立委員会による判断の重視と情報開示

(d)合理的な客観的要件の設定

(e)第三者専門家の意見の取得

(f)デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

4 【事業等のリスク】

当企業集団の経営成績、株価および財務状況等に影響を及ぼす可能性があるリスクには以下のようなものがある。しかし、以下の記載が事業等のリスクをすべて網羅するものではない。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において、当企業集団(当社および連結子会社)が判断したものである。

① 事業環境について

当企業集団製品の大部分が個々の顧客のニーズに対応した単品受注生産であり、経済情勢、景気動向等に左右される。

新造船の受注量については、世界経済に対応した貨物の荷動量、船舶の需給関係によるところが多く、また重要顧客のひとつであった中国は、国策である「自国貨物の自国建造船輸送」に則り、造船建造能力を増強し造船国としての地位を確立しつつあり、世界最大の造船国を目指した設備増強計画が実行されつつあることや韓国の造船所建造ブーム等から、長期的に船舶の供給過剰となった場合、また、機械事業については、設備投資の抑制傾向や国内外メーカーとの価格競争が一層激化した場合、鉄構陸機事業については、政府の「聖域なき構造改革」のもと、公共投資抑制政策および公団民営化などの動きを反映し、発注量、価格とも一層厳しくなった場合、その他、発注者の信用状況等が悪化した場合、今後の業績および財務状況に悪影響を及ぼすことがある。

② 為替レート・資材価格の変動について

新造船事業については米ドル建て契約が多く、契約締結から竣工引渡しまで船種等により異なるが３～５年間超を要す。通例として契約金額は契約時以降分割して支払われるほか大半が引渡し時に入金されることから、引渡し時の為替レートによって業績が左右される。為替リスクをミニマイズするために為替の取扱規程を定め運用しているが、急激な円高により今後の業績および財務状況に悪影響を及ぼす場合がある。

また、中国、韓国の急激な増産体制による輸入急増や国内同業他社による増産に端を発した鋼材需要の逼迫に伴う原材料・舶用資機材の価格上昇や需給関係のアンバランス等が損益に影響を及ぼしており、今後も引き続き悪影響を及ぼす場合がある。

③ 製品の保証について

完工品のアフターサービスに対する支出に備えるため、保証工事見込額を実績率に基づき引当金を計上しているが、実際の修理コストが大幅に見込を上回った場合、今後の業績および財務状況に悪影響を及ぼす場合がある。

④ 人材の確保、育成について

昭和50年、60年代の造船不況時に転進援助制度を実施し、定期採用をしていなかった時期もあり、年齢構成において空洞化した年代があり、また今後定年退職者が増加していく。技術・技能の伝承が急務と考え専門部署を設置し、各種育成プログラムを構築し実行しているが、人材の確保、また育成が十分できなかった場合、今後の業績および財務状況に悪影響を及ぼす場合がある。

⑤ 自然災害等について

大規模な地震や風水害等の自然災害や火災その他の災害等が発生した場合には、生産設備の破壊、物流機能の麻痺等の直接的な損害だけでなく、操業停止や操業度低下に伴う生産能力への間接的な影響を及ぼす可能性があることから、今後の業績および財務状況に悪影響を及ぼす場合がある。

5 【経営上の重要な契約等】

特に記載すべき事項はない。

6 【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発活動は、顧客ニーズに対応すべく新船型や新機種の開発、既存製品の品質向上、生産性向上などを中心に取り組み、研究開発の総額は709百万円となった。

研究開発活動をセグメント別に示すと、次のとおりである。

① 新造船事業

環境に配慮した省燃費船型の研究や既存製品の品質向上、船型開発を中心とした開発等を外部研究機関とも連携し取り組み成果をあげつつある。研究開発費の総額は321百万円である。

② 機械事業

プレス用自動化装置、精密ばね成形機等において顧客ニーズに対応した新商品を開発、市場に投入し成果をあげつつある。研究開発費の総額は370百万円である。

③ 鉄構陸機事業

取扱商品の拡大をねらい新たな製品等の研究開発、既存製品の品質向上を目的とした開発等を行い成果をあげつつある。研究開発費の総額は10百万円である。

④ その他事業

取扱商品の拡大をねらい新たな製品等の研究開発、既存製品の品質向上を目的とした開発等を行い成果をあげつつある。研究開発費の総額は８百万円である。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

① 重要な会計方針及び見積り

当企業集団の連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、従来から保守的、かつ透明性の高い会計方針を堅持し作成している。連結財務諸表の作成にあたっては、決算日における資産・負債において、仮定の設定を行い引当金等を計上しており、これは、合理的と考えられる方法及び過去の実績等も考慮して行っているものであるが、その見積りが実際の結果と異なる場合がある。

② 財政状態の分析

（流動資産）

当連結会計年度末における流動資産は、主に前受金の減少に伴い、現金及び預金が減少したことにより前連結会計年度末比11,710百万円減少し、153,622百万円となった。

（固定資産）

当連結会計年度末における固定資産は、主に保有株式の株価下落に伴い、投資有価証券が減少したことにより前連結会計年度末比4,010百万円減少し、42,108百万円となった。

（流動負債）

当連結会計年度末における流動負債は、主に前受金が減少したことにより前連結会計年度末比12,892百万円減少し、136,614百万円となった。

（固定負債）

当連結会計年度末における固定負債は、主に長期借入金が減少したことにより前連結会計年度末比3,389百万円減少し、17,547百万円となった。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産は、主に利益剰余金が増加したことにより前連結会計年度末比561百万円増加し、41,569百万円となった。

③経営成績の分析及び受注の状況

「1 業績等の概要（1）業績」に記載している。

④キャッシュ・フローについて

「1 業績等の概要（2）キャッシュ・フローの状況」に記載している。

第３ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

当連結会計年度については、熾烈化する競争に備え生産効率のさらなる改善や競争力強化のための合理化・省力化および作業環境改善等を目的として、3,547百万円の設備投資を実施した。

セグメントの設備投資を示すと次のとおりである。

① 新造船事業

当連結会計年度の設備投資額は、1,251百万円で、その主なものは合理化・省力化投資等である。

② 修繕船事業

当連結会計年度の設備投資額は、1,294百万円で、その主なものは連結子会社における大型船対応修繕投資等である。

③ 機械事業

当連結会計年度の設備投資額は、107百万円で、その主なものは連結子会社における合理化・省力化投資等である。

④ 鉄構陸機事業

当連結会計年度の設備投資額は、10百万円で、その主なものは合理化・省力化投資等である。

⑤ その他事業

当連結会計年度の設備投資額は、62百万円で、その主なものは合理化・省力化投資等である。

⑥ 全社共通

当連結会計年度の設備投資額は、823百万円で、その主なものは福利厚生設備投資等である。

２ 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成23年３月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物及び構築物、ドック船台	機械装置及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
伊万里事業所 (佐賀県伊万里市)	新造船事業 鉄構陸機事業 その他事業 全社共通	各種船舶の製造設備 鉄鋼構造物の製造設備 船舶の修繕設備 事業所の什器備品及び福利厚生施設	9,655	4,953	3,938 (679,261) [*344,386]	63	673	19,282	1,043
本社 (大阪市西区)	鉄構陸機事業 全社共通	本社(事務所)の什器備品及び福利厚生施設	16	―	―	―	4	20	21
東京事務所 (東京都千代田区)	新造船事業 鉄構陸機事業 全社共通	事務所の什器備品及び福利厚生施設	57	―	22 (175)	―	5	84	13
福岡営業所 他 (福岡市博多区他)	鉄構陸機事業 全社共通	事務所の什器備品及び福利厚生施設	19	―	8 (44)	―	1	28	11

(注) １ 上記金額は平成23年３月31日現在の有形固定資産(建設仮勘定を除く)の帳簿価額である。

２ 土地欄の[ ]内の数字は借用中のもので外数である。

３ ＊借用土地のうちには港湾水域132,490㎡の占有面積を含んでいる。

４ 上記の他、主要な設備のうち連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりである。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
伊万里事業所 (佐賀県伊万里市)	新造船事業	土地	17	249

(2) 国内子会社

平成23年３月31日現在

会社名	事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数(名)
				建物及び構築物、ドック船台	機械装置及び運搬具	土地(面積㎡)	リース資産	その他	合計	
函館どつく㈱	函館造船所他２事業所(北海道函館市)	新造船事業 修繕船事業 鉄構陸機事業 その他事業	各種船舶の製造設備 鉄鋼構造物の製造設備 船舶の修繕設備 事業所の什器備品及び福利厚生施設	4,261	2,606	3,094 (473,791)	4	234	10,199	659
オリイメック㈱	本社他１事業所(神奈川県伊勢原市)	機械事業	プレス用自動化装置、精密ばね成形機等の製造設備	468	24	1,468 (57,844)	24	20	2,004	250
オリイ精機㈱	鳥取工場(鳥取県鳥取市)	機械事業	プレス用自動化装置等の製造設備	56	6	45 (4,640)	―	2	109	39
オリイテクノ㈱	伊勢原工場(神奈川県伊勢原市)	機械事業	プレス用自動化装置等の製造設備	24	0	12 (990)	―	0	36	1
名和産業㈱	本社他２事業所(佐賀県伊万里市)	新造船事業 鉄構陸機事業 その他事業	事務所他	38	7	210 (122)	―	1	256	31
玄海テック㈱	本社(佐賀県伊万里市)	鉄構陸機事業 その他事業	鉄鋼構造物の製造設備他	144	20	―	―	7	171	93
名村情報システム㈱	本社他２事業所(佐賀県伊万里市)	その他事業	事務所の什器備品及び福利厚生施設	42	―	95 (1,865)	―	1	138	112
名村マリン㈱	本社(佐賀県伊万里市)	修繕船事業 その他事業	事務所の什器備品及び福利厚生施設	0	2	―	―	3	5	8

(3) 在外子会社

平成23年３月31日現在

会社名	事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数(名)
				建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地(面積㎡)	その他	合計	
広州欧立机電有限公司	本社(中国広州市)	機械事業	プレス用自動化装置等の製造設備	90	76	―	3	169	85
モーニングダイダラスナビゲーション社	本社(パナマ共和国パナマ市)	その他事業	貸渡用船舶	―	―	―	1,603	1,603	―

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名及び事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加能力
			総額(百万円)	既支払額(百万円)				
㈱名村造船所 伊万里事業所 (佐賀県伊万里市)	新造船事業	各種船舶の製造設備	1,564	116	自己資金及び借入金	平成23年4月	平成24年3月	品質向上を目的とした設備が中心であり、生産能力の増加は軽微である。

(2) 重要な設備の除却等

特に記載すべき事項はない。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (平成23年３月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年６月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	48,386,417	48,386,417	大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 単元株式数は100株である。
計	48,386,417	48,386,417	―	―

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

① 平成20年12月19日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成23年３月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年５月31日)
新株予約権の数(個)	705(注)１	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	70,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注)２	同左
新株予約権の行使期間	平成21年１月22日～ 平成51年１月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　226.21 資本組入額 113.11	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役または監査役の地位にある場合においても、平成50年1月22日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)３	同左

(注) 1 新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株である。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額 = 調整前払込金額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額 = 調整前払込金額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新株発行(処分)株式数 \times 1株当たり払込金額}{1株当たり時価}}{既発行株式数 + 新株発行(処分)株式数}$$

3 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）１に準じて決定する。
④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式１株当たり１円とする。
⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記新株予約権の行使期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間の満了日までとする。
⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
(ア)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。
(イ)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
⑧ 新株予約権の取得の事由および条件
以下の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)または(オ)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第４項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
(ア) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
(イ) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
(ウ) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
(エ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
(オ) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 平成21年12月18日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成23年３月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年５月31日)
新株予約権の数(個)	745(注)１	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	74,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注)２	同左
新株予約権の行使期間	平成22年１月22日～ 平成52年１月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　430.63 資本組入額 215.32	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役または監査役の地位にある場合においても、平成51年1月22日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)３	同左

(注) 1 新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株である。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額 = 調整前払込金額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額 = 調整前払込金額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新株発行(処分)株式数 \times 1株当たり払込金額}{1株当たり時価}}{既発行株式数 + 新株発行(処分)株式数}$$

3 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）１に準じて決定する。
④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式１株当たり１円とする。
⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記新株予約権の行使期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間の満了日までとする。
⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
(ア)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。
(イ)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
⑧ 新株予約権の取得の事由および条件
以下の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)または(オ)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第４項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
(ア) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
(イ) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
(ウ) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
(エ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
(オ) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

③ 平成22年12月17日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成23年３月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年５月31日)
新株予約権の数(個)	750(注)１	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	75,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注)２	同左
新株予約権の行使期間	平成23年１月22日～ 平成53年１月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　321.54 資本組入額 160.77	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役または監査役の地位にある場合においても、平成52年1月22日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)３	同左

(注) 1 新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株である。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額 = 調整前払込金額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額 = 調整前払込金額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新株発行(処分)株式数 \times 1株当たり払込金額}{1株当たり時価}}{既発行株式数 + 新株発行(処分)株式数}$$

3 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）１に準じて決定する。
④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式１株当たり１円とする。
⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記新株予約権の行使期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間の満了日までとする。
⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
(ア)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。
(イ)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
⑧ 新株予約権の取得の事由および条件
以下の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)または(オ)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第４項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
(ア) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
(イ) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
(ウ) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
(エ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
(オ) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はない。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(千株)	発行済株式総数残高(千株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成18年12月18日(注)	3,578	48,386	1,699	8,083	1,700	9,556

(注) 平成18年12月18日に第三者割当により普通株式3,578,500株の新株式を発行した。
これにより、当社の資本金は1,699百万円増加し、資本準備金は1,700百万円増加し、発行済株式総数は、48,386,417株となった。

(6) 【所有者別状況】

平成23年３月31日現在

区分	株式の状況(１単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	―	16	34	330	99	7	7,040	7,526	―
所有株式数(単元)	―	62,866	8,496	224,962	58,954	59	128,256	483,593	27,117
所有株式数の割合(%)	―	13.00	1.76	46.52	12.19	0.01	26.52	100.00	―

(注) 1 自己株式90,993株は「個人その他」に909単元及び「単元未満株式の状況」に93株含めて記載している。
2 証券保管振替機構名義の株式が「その他の法人」の欄に48単元含めて記載している。

(7) 【大株主の状況】

平成23年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
新日本製鐵株式会社	東京都千代田区丸の内２丁目６番１号	3,496	7.23
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内２丁目７番１号	2,131	4.40
株式会社商船三井	東京都港区虎ノ門２丁目１番１号	2,066	4.27
日本郵船株式会社	東京都千代田区丸の内２丁目３番２号	1,859	3.84
株式会社メタルワン	東京都港区芝３丁目23番１号	1,820	3.76
大和工業株式会社	兵庫県姫路市大津区吉美380番地	1,626	3.36
エア・ウォーター株式会社	北海道札幌市中央区北三条西１丁目２番地	1,619	3.35
三菱重工業株式会社	東京都港区港南２丁目16番５号	1,413	2.92
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内１丁目２番１号	1,350	2.79
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内１丁目６番６号	1,050	2.17
計	―	18,430	38.09

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年３月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 90,900	―	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	48,268,400	482,684	同上
単元未満株式	27,117	―	同上
発行済株式総数	48,386,417	―	―
総株主の議決権	―	482,684	―

(注)「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の株式4,800株が含まれている。
「単元未満株式」の「株式数」の欄には、当社保有の自己株式93株が含まれている。

② 【自己株式等】

平成23年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) ㈱名村造船所	大阪市西区立売堀二丁目１番９号	90,900	―	90,900	0.19
計	―	90,900	―	90,900	0.19

(9) 【ストックオプション制度の内容】

会社法第361条および第387条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)および監査役(社外監査役を除く)に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額について、平成20年６月26日の定時株主総会において決議している。

なお、ストックオプション制度の内容については、「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（２）新株予約権等の状況」に記載している。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　会社法第155条第７号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はない。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はない。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	455	206
当期間における取得自己株式	―	―

(注) 当期間における取得自己株式には平成23年６月１日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含めていない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	―	―	―	―
消却の処分を行った取得自己株式	―	―	―	―
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	―	―	―	―
その他	―	―	―	―
保有自己株式数	90,993	―	90,993	―

(注) 当期間における保有自己株式には平成23年６月１日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含めていない。

３ 【配当政策】

収益実績と予想、将来の事業展開などを総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保等にも留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としている。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年２回を基本的な方針としている。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会である。

剰余金の配当については、安定的な継続配当を主眼としつつ、業績や配当性向、今後の事業戦略などを総合的に勘案して決定している。当期の剰余金の配当は１株当たり普通配当14円(うち中間配当７円)を実施した。

なお、当社は会社法第454条第５項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めている。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりである。

決議	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)
平成22年11月11日 取締役会	338	7
平成23年６月23日 定時株主総会	338	7

４ 【株価の推移】

(1) 【最近５年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第108期	第109期	第110期	第111期	第112期
決算年月	平成19年３月	平成20年３月	平成21年３月	平成22年３月	平成23年３月
最高(円)	1,220	2,510	955	728	606
最低(円)	612	712	165	307	298

(注) 株価は、大阪証券取引所市場第一部におけるものである。

(2) 【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年 10月	11月	12月	平成23年 １月	２月	３月
最高(円)	444	443	421	463	479	458
最低(円)	400	384	384	395	426	298

(注) 株価は、大阪証券取引所市場第一部におけるものである。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役会長		名 村 建 彦	昭和16年１月５日生	昭和39年４月 昭和61年４月 昭和62年１月 昭和62年６月 昭和63年６月 平成９年８月 平成12年12月 平成13年６月 平成15年３月 平成20年３月 平成21年３月 平成22年４月 平成23年４月	丸紅飯田㈱(現 丸紅㈱)入社 同社船舶第二部企画調整室長 当社入社特別顧問 取締役副社長 代表取締役社長 オリイメック㈱取締役 同社代表取締役会長 函館どつく㈱取締役 オリイメック㈱取締役 函館どつく㈱取締役会長(現) オリイメック㈱代表取締役会長(現) 代表取締役会長兼社長 代表取締役会長(現)	(注)４	290,475
代表取締役副会長	会長補佐	北 村 猪之進	昭和15年１月１日生	昭和37年４月 平成７年６月 平成11年４月 平成12年４月 平成13年４月 平成14年４月 平成14年６月 平成16年６月 平成18年６月 平成20年６月 平成22年４月 平成22年６月	丸紅飯田㈱(現 丸紅㈱)入社 同社取締役 同社常務取締役 同社常務取締役リスクマネジメント本部長 同社専務取締役リスクマネジメント本部長 同社理事 同社常勤監査役 当社常勤監査役 代表取締役副社長社長補佐 函館どつく㈱監査役(現) 代表取締役副社長会長補佐 代表取締役副会長会長補佐(現)	(注)５	11,500
代表取締役社長		名 村 建 介	昭和48年６月15日生	平成９年４月 平成16年４月 平成17年６月 平成18年４月 平成18年10月 平成19年４月 平成20年４月 平成20年６月 平成21年３月 平成21年10月 平成22年４月 平成23年４月	当社入社 経営業務本部経営管理部長 取締役執行役員経営業務本部経営管理部長 取締役執行役員経営業務本部副本部長 取締役執行役員経営業務本部長 取締役常務執行役員経営業務本部長 取締役専務執行役員経営業務本部長 函館どつく㈱監査役(現) オリイメック㈱取締役(現) 取締役専務執行役員経営業務本部・生産業務本部統轄 代表取締役副社長社長補佐兼経営業務本部・生産業務本部統轄 代表取締役社長(現)	(注)４	50,250
代表取締役副社長	社長補佐 兼船舶海洋事業部長 兼生産業務本部・鉄構事業部統轄 兼伊万里事業所長	吉 岡 修 三	昭和25年12月19日生	昭和48年10月 平成15年10月 平成17年６月 平成18年４月 平成18年６月 平成19年４月 平成20年３月 平成22年４月 平成22年６月 平成23年４月	当社入社 船舶海洋事業部副事業部長兼造船本部長 執行役員船舶海洋事業部副事業部長 執行役員船舶海洋事業部長 取締役執行役員船舶海洋事業部長 取締役常務執行役員船舶海洋事業部長 函館どつく㈱取締役(現) 取締役専務執行役員伊万里事業所長兼ＩＳＯ総括兼船舶海洋事業部長 代表取締役専務伊万里事業所長兼ＩＳＯ総括兼船舶海洋事業部長 代表取締役副社長社長補佐兼船舶海洋事業部長兼生産業務本部・鉄構事業部統轄兼伊万里事業所長(現)	(注)５	12,700

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役 専務執行役員	社長補佐 兼本社長	井 関 延 行	昭和25年８月28日生	昭和44年４月 平成15年10月 平成16年６月 平成17年６月 平成17年10月 平成18年10月 平成21年４月 平成21年６月 平成21年10月 平成23年４月	当社入社 経営業務本部長兼経営管理部長 取締役経営業務本部長兼副本社長 取締役常務執行役員経営業務本部長兼本社長 取締役常務執行役員経営業務本部長兼内部監査室長兼本社長 執行役員内部監査室長兼本社長 執行役員経営業務本部副本部長兼本社長 取締役執行役員経営業務本部副本部長兼本社長 取締役常務執行役員経営業務本部長兼本社長 取締役専務執行役員社長補佐兼本社長(現)	(注)４	7,600
取締役 専務執行役員	船舶海洋事業部副事業部長 兼東京事務所長	池 田 幹 範	昭和24年10月２日生	昭和47年４月 平成７年４月 平成11年10月 平成16年４月 平成16年６月 平成17年６月 平成18年４月 平成18年６月 平成19年４月 平成22年４月	丸紅㈱入社 同社船舶部部長代理 当社入社 船舶海洋事業部営業本部長兼東京事務所長 取締役船舶海洋事業部営業本部長兼東京事務所長 執行役員船舶海洋事業部営業本部長兼東京事務所長 執行役員船舶海洋事業部副事業部長兼東京事務所長 取締役執行役員船舶海洋事業部副事業部長兼東京事務所長 取締役常務執行役員船舶海洋事業部副事業部長兼東京事務所長 取締役専務執行役員船舶海洋事業部副事業部長兼東京事務所長(現)	(注)５	1,000
取締役 常務執行役員	経営業務本部長	土 井 敏 次	昭和24年11月27日生	昭和49年４月 平成７年４月 平成12年４月 平成12年７月 平成14年６月 平成16年３月 平成17年６月 平成19年８月 平成20年４月 平成21年４月 平成22年４月 平成23年３月 平成23年４月	㈱三和銀行(現 ㈱三菱東京ＵＦＪ銀行)入行 同行今里支店長 同行公共法人部推進役 当社入社経営業務本部本部長補佐 取締役環境システム事業部長 オリイメック㈱監査役 取締役執行役員環境システム事業部長 名和産業㈱代表取締役社長 取締役執行役員経営業務本部長付関係会社管理担当役員兼鉄構事業部長付環境システム担当役員 取締役執行役員経営業務本部長付関係会社管理担当役員 取締役常務執行役員鉄構事業部長 名和産業㈱代表取締役会長(現) オリイメック㈱監査役(現) 取締役常務執行役員経営業務本部長(現)	(注)５	31,900

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
常勤監査役		小 西 壮二郎	昭和18年８月27日生	昭和42年４月 平成10年４月 平成11年４月 平成11年８月 平成12年６月 平成15年６月 平成16年６月	当社入社 生産業務本部副本部長兼生産管理部長 経営業務本部副本部長兼副本社長 ㈱オリイ(現 オリイメック㈱)監査役(現) 取締役経営業務本部副本部長兼副本社長 取締役経営業務本部長兼副本社長 常勤監査役(現)	(注)６	53,900
常勤監査役		川 口 眞 宏	昭和19年４月12日生	昭和42年４月 平成13年10月 平成14年６月 平成17年４月 平成17年６月 平成18年６月	当社入社 鉄構事業部長 取締役鉄構事業部長 取締役鉄構事業部担当 顧問 常勤監査役(現)	(注)７	21,000
監査役		福 島 善三郎	昭和８年８月２日生	昭和36年12月 昭和62年４月 平成４年５月 平成６年４月 平成６年10月 平成７年５月 平成15年４月 平成15年６月 平成18年６月	佐賀県庁入庁 佐賀県商工労働部長 佐賀県出納長 佐賀県副知事 佐賀県副知事退任 唐津市長 唐津市長退任 ㈱戸上電機製作所監査役(現) 当社監査役(現)	(注)６	―
監査役		岡 崎 和 美	昭和23年２月28日生	昭和45年４月 平成９年６月 平成11年６月 平成13年４月 平成14年１月 平成14年５月 平成14年６月 平成16年５月 平成22年６月	㈱三和銀行(現 ㈱三菱東京ＵＦＪ銀行)入行 同行取締役 同行常務執行役員 ㈱ＵＦＪホールディングス(現㈱三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ)常務執行役員 ㈱ＵＦＪ銀行(現 ㈱三菱東京ＵＦＪ銀行)専務執行役員 同行副頭取執行役員 同行代表取締役副頭取執行役員 同行副頭取執行役員 当社監査役(現)	(注)８	―
計							480,325

(注) １ 代表取締役社長 名村建介は、代表取締役会長 名村建彦の長男である。
２ 監査役 福島善三郎及び監査役 岡崎和美は会社法第２条第16号に定める社外監査役である。
３ 平成17年６月から執行役員制度を導入している。執行役員は取締役兼務の執行役員他５名で構成されている。
４ 取締役の任期は、平成23年３月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年３月期に係る定時株主総会終結の時までである。
５ 取締役の任期は、平成22年３月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年３月期に係る定時株主総会終結の時までである。
６ 監査役の任期は、平成20年３月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年３月期に係る定時株主総会終結の時までである。
７ 監査役の任期は、平成22年３月期に係る定時株主総会終結の時から平成26年３月期に係る定時株主総会終結の時までである。
８ 監査役の任期は、平成22年３月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年３月期に係る定時株主総会終結の時までである。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

当企業集団のコーポレート・ガバナンスに関しては、法令遵守が企業の基本的かつ最低限の社会的責務であるとの考え方に立っており、適法・適正かつ透明性の高い経営を保つことにより株主、取引先および社会の信頼を得ることが企業の発展と企業価値の向上に繋がるものと確信している。

このような考えの下、当社では豊かな社会創りに貢献するとともに、コンプライアンスの推進・実行を図るため、すべての役員・従業員が遵守すべき企業行動の基本原則および行動指針として「株式会社名村造船所 行動憲章および行動指針」を定め、さらなる企業倫理の確立と社会責任の遂行に努めている。

また、コンプライアンスとそのリスク管理、財務報告の適正性等の促進に関しては、内部統制委員会と内部監査室（４名）を中心に、内部統制システムの構築およびその維持・改善を行っている。

当社の経営上の意思決定、業務執行および監督に係わる経営管理組織体制等の状況は次の通りである。

取締役会は、原則として毎月１回、監査役出席の下、重要な業務執行について、適法性、妥当性、効率性、戦略性、社会性および適正性等について十分に審議を尽くした後に決するとともに、取締役の職務執行を監督している。なお、当社は取締役の定員を15名以内とする旨を定款で定め、取締役の選任決議について株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、および累積投票によらないものとする旨を定款で定めている。また、株主総会の円滑な運営を行うため、株主総会の特別決議は議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款で定めている。

また、執行役員制度を採用して、経営に関する意思決定と業務の執行およびこれらに対する監視の各機能の充実・強化を図り、審議の充実と業務執行の迅速化・効率化を通じて、企業価値の最大化を目指している。

さらに執行役員会を原則として月１回執り行い、経営に関する重要業務の執行に関する審議を尽くしている。

なお、当社は自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第２項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めている。また、株主への機動的な利益配分を行うため、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当を行うことができる旨定款に定めている。

企業グループの経営状況の監督については、担当の取締役または執行役員が往査するほか、各社の経営状況を３ヶ月に１回執行役員会の場で担当の取締役または執行役員より、また、６ヶ月に１回開催される部長・関係会社報告会の場でグループ各社の代表者より報告せしめ、実態の把握と的確な経営管理および業務執行を監督・指導している。

当社コーポレート・ガバナンス体制についての模式図は次のとおりである。

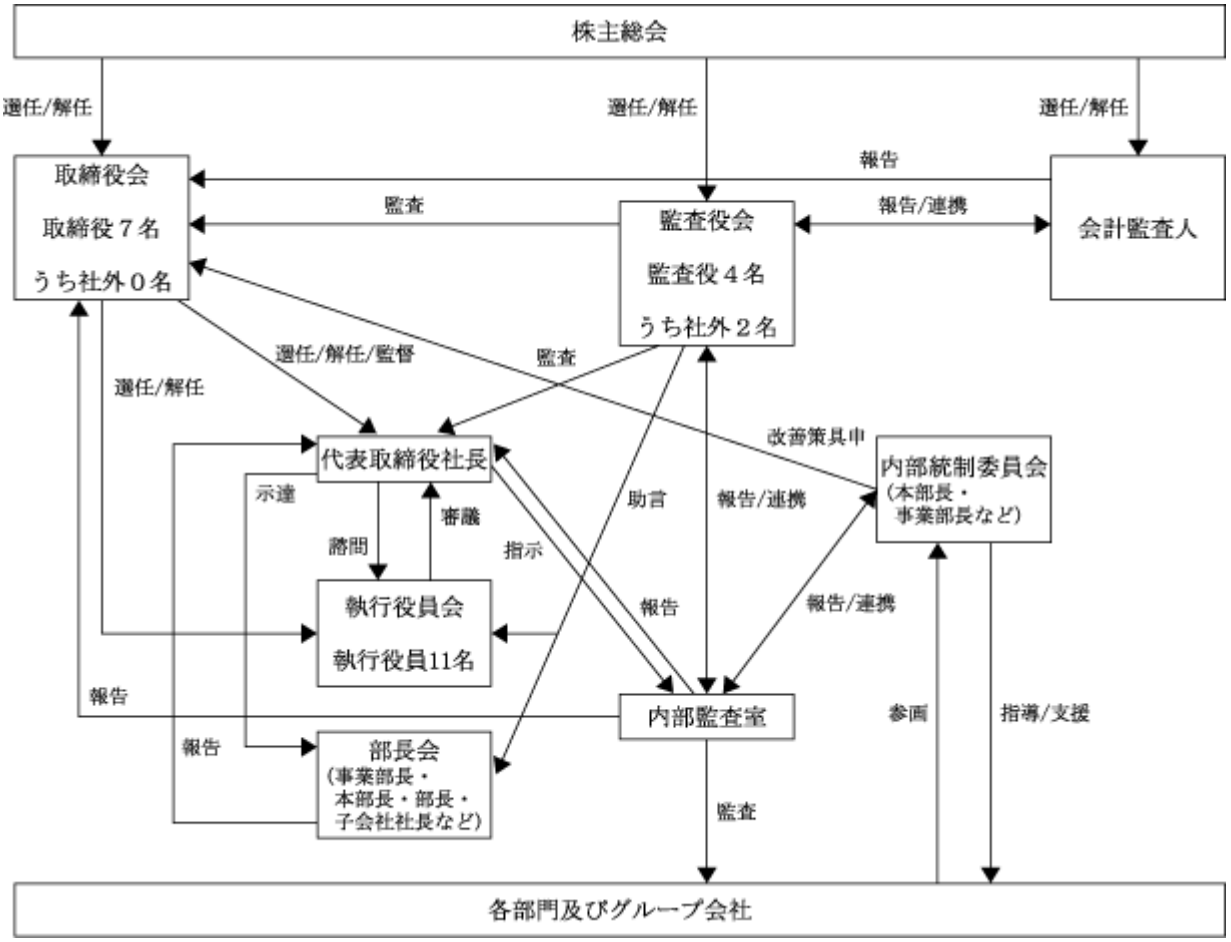

② 内部監査及び監査役監査

内部監査については、内部監査室が中心となり、業務の執行が各種法令に基づき適法に処理されているかを監査し、指導・是正・勧告などを行っている。取締役、監査役とも協議し、必要に応じて会計監査人、顧問弁護士等外部機関を交えて検討を重ねた上で、適正に判断する体制をとっている。

監査役の監査については、常勤監査役が執行役員会、部長会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べ、稟議書などの決裁手続についても審議段階から意見を述べることができることとし、監査機能の強化を図っている。なお、会計監査人から監査結果の報告を受けるほか、定期的・臨時的な情報・意見の交換を行うなど、監査役・会計監査人間で緊密な連携をとっている。また、監査役２名が非常勤の社外監査役であり、社外監査役と当社の間に取引関係その他利害関係はない。

③ 社外取締役及び社外監査役

当社は取締役会・監査役（監査役会）設置会社として、監査役が取締役会のほか執行役員会、部長会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べ、稟議書などの決裁手続についても審議段階から意見を述べることができることとして監査機能の強化を図り、また執行役員制度を採用することにより、経営に関する意思決定と業務の執行およびこれらに対する監視の各機能の充実・強化を図り、審議の充実と業務執行の迅速化・効率化を実現している。

１．当社は以下のとおり、経営監視機能の客観性及び中立性を確保している。

（１）各監査役は職歴、経験、知識を生かして、適法性の監査に留まらず、外部者の立場から経営全般について大局的な観点で助言を行っている。

（２）常勤監査役（２名）は、社内に精通し経営に対する理解が深く、適法性監査に加え、取締役会のほか執行役員会、部長会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べ、稟議書などの決裁手続についても審議段階から意見を述べることができることとし、経営監視の実効性を高めている。

（３）非常勤監査役（２名）は、経営陣から一定の距離にある外部者の立場で取締役会に参加することにより、取締役の職務執行の状況について明確な説明を求めることにより、経営監視の実効性を高めている。

２．経営監視機能の強化に係る具体的な体制及び実行状況は、以下のとおりである。

（１）当社は、監査役が監査役監査をより実効的に行える体制を確保し、内部統制システムが適正に機能する体制を整えている。

（２）各監査役は、法令、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等の監査に加え、各業務担当取締役及び重要な使用人と適宜意見交換を行う等、経営監視の強化に努めている。

従って当社は、監査役による独立・公正な立場で取締役の重要な業務執行に対する適正性、有効性及び効率性の検証を行う等客観性及び中立性を確保したガバナンス体制を整え、その上で現状の監査役の機能を有効に活用しながら、監査役には株主からの負託を受けた実効性のある経営監視が期待できることから、当面、現状のガバナンス体制を維持することとしている。

当社の取締役会は議長を務める会長以下全取締役が各監査役の役割を十分に理解し、各監査役の意見は常に十分尊重している。したがって、取締役と監査役との間に相手方の職務・権限を相互に理解しあい、意思疎通を果たす関係にある以上現状のとおり、社外監査役を選任する体制を維持する方が独立的、客観的かつ公正な見地から経営に対して助言し、監視し、けん制するに適すると考えている。

④ 役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役(社外取締役を除く。)	230	177	22	31	―	9
監査役(社外監査役を除く。)	37	30	2	5	―	2
社外役員	11	10	―	1	―	3

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が100百万円以上である者が存在しないため、記載していない。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額(百万円)	対象となる役員の員数(名)	内容
84	6	使用人分の基本給与、賞与及び退職給付費用

ニ　役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役および監査役の報酬等については、株主総会の決議により取締役全員および監査役全員の報酬等総額の各限度額を決定しており、各取締役の報酬等の額は当社取締役会で定めた以下の方針により決定している。また、各監査役の報酬額は、監査役の協議により定めた以下の方針により決定している。

①取締役

取締役の報酬は、定額報酬となる月額報酬、業績連動報酬および株式報酬型ストックオプションをもって構成するものとしている。

ア．定額報酬

役位・職責に応じて定額の月額報酬を支給するものとしている。

イ．　業績連動報酬

各年度の業績との連動性のほか、剰余金の配当、事業環境と以降の見通し等を総合的に勘案した上で支給の是非と支給額を決定するものとしている。

ウ．　株式報酬型ストックオプション

当社グループの中長期的な成長と企業価値向上のためのモチベーションを高めるとともに株主との利害の共通化を促進するという観点から、株式報酬型ストックオプションを付与するものとしている。

②監査役

監査役は独立の立場から取締役の職務の執行を監査する立場にあるが、当社グループの健全且つ持続的な成長に貢献するという点では取締役と共通の職務目的を有している。この考え方に基づき、常勤監査役の報酬は、定額の月額報酬および業績連動報酬に加え株式報酬型ストックオプション（常勤監査役）を持って構成するものとしている。それ以外の監査役の報酬は定額の月額報酬および業績連動報酬となっている。

ア．定額報酬

本人の経験・見識や役割等に応じて定額の月額報酬を支給するものとしている。

イ．　業績連動報酬

各年度の業績との連動性のほか、剰余金の配当、事業環境と以降の見通し等を総合的に勘案した上で支給の是非と支給額を決定するものとしている。

ウ．　株式報酬型ストックオプション

当社グループの健全且つ持続的な成長への貢献を促進するという観点から、株式報酬型ストックオプションを付与するものとしている。

当社の取締役、監査役の報酬は、株主の皆様の負託に応えるべく、適切な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点を考慮し、それぞれの職責に見合った報酬体系、報酬水準としている。

これらの体系、水準については、経営環境の変化や外部の客観データ等に照らしながら、その妥当性や見直しの必要性を常に検証することとしている。

⑤　株式の保有状況

イ　保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数　30銘柄

貸借対照表計上額の合計額　4,809百万円

ロ　保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、当事業年度における貸借対照表計上額が資本金額の100分の１を超える銘柄

（前事業年度）

特定投資株式

銘柄	株式数 （株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
新日本製鐵㈱	4,077,000	1,496	長期に亘る安定的な材料供給を受けるため
㈱三菱ＵＦＪフィナンシャルグループ	2,345,340	1,149	円滑な取引関係の維持強化のため
㈱商船三井	1,485,071	996	営業上の取引関係の維持強化のため
日本郵船㈱	1,428,898	527	営業上の取引関係の維持強化のため
三菱商事㈱	169,869	416	長期に亘る安定的な材料供給を受けるため
三菱重工業㈱	700,000	271	長期に亘る安定的な材料供給を受けるため
三井造船㈱	929,000	216	長期に亘る安定的な材料供給を受けるため
新和海運㈱	454,500	134	営業上の取引関係の維持強化のため
㈱中北製作所	192,000	129	長期に亘る安定的な材料供給を受けるため
㈱エア・ウォーター	113,400	121	長期に亘る安定的なガス供給を受けるため
木村化工機㈱	110,000	97	友好関係維持のため

（当事業年度）
特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額（百万円）	保有目的
新日本製鐵㈱	4,077,000	1,084	長期に亘る安定的な材料供給を受けるため
㈱三菱ＵＦＪフィナンシャルグループ	2,345,340	901	円滑な取引関係の維持強化のため
㈱商船三井	1,485,071	711	営業上の取引関係の維持強化のため
日本郵船㈱	1,428,898	464	営業上の取引関係の維持強化のため
三菱商事㈱	169,869	392	長期に亘る安定的な材料供給を受けるため
三菱重工業㈱	700,000	267	長期に亘る安定的な材料供給を受けるため
三井造船㈱	929,000	185	長期に亘る安定的な材料供給を受けるため
㈱エア・ウォーター	113,400	115	長期に亘る安定的なガス供給を受けるため
㈱中北製作所	192,000	100	長期に亘る安定的な材料供給を受けるため
NSユナイテッド海運㈱	454,500	80	営業上の取引関係の維持強化のため
木村化工機㈱	110,000	53	友好関係維持のため
㈱奥村組	138,000	48	営業上の取引関係の維持強化のため
㈱佐賀銀行	93,940	22	円滑な取引関係の維持強化のため
ITホールディングス㈱	4,800	4	友好関係維持のため
双日㈱	15,195	3	長期に亘る安定的な材料供給を受けるため
㈱大林組	6,782	3	営業上の取引関係の維持強化のため
㈱ササクラ	1,000	0	長期に亘る安定的な材料供給を受けるため
㈱くろがね工作所	2,000	0	長期に亘る安定的な材料供給を受けるため

ハ　保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はない。

⑥　会計監査の状況

業務を執行した公認会計士の氏名等
有限責任監査法人トーマツ
松田茂氏、藤川賢氏のほか、補助者公認会計士３名、会計士補等６名、その他２名
なお、会計監査人と当社との間には、特別な利害関係はなく、当社の監査を行う業務執行社員については一定期間を超えて従事することのないよう、措置がとられている。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	50	1	48	1
連結子会社	54	―	51	―
計	104	1	99	1

② 【その他重要な報酬の内容】

特記すべき事項はない。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）以外の業務である英文財務諸表作成において指導・助言を委託している。

④ 【監査報酬の決定方針】

特記事項はないが、監査日数等を勘案したうえで決定している。

第５ 【経理の状況】

１ 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成している。

なお、前連結会計年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成している。

なお、前事業年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成している。

２ 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前連結会計年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)及び前事業年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)並びに当連結会計年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)及び当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けている。

３ 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている。具体的には、会計基準の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、連結財務諸表等の適正性を確保している。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
①【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年３月31日)	当連結会計年度 (平成23年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	84,453	73,236
受取手形及び売掛金	30,962	25,943
有価証券	38,040	40,043
商品及び製品	※4 1,103	※4 1,220
仕掛品	※4 3,779	※4 3,700
原材料及び貯蔵品	1,004	1,119
前渡金	2,615	2,557
繰延税金資産	1,453	3,914
その他	1,974	1,939
貸倒引当金	△51	△49
流動資産合計	165,332	153,622
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	11,868	13,004
ドック船台	756	1,745
機械装置及び運搬具	8,666	7,529
船舶	2,229	1,383
工具、器具及び備品	743	890
土地	9,301	9,319
リース資産	83	90
建設仮勘定	2,002	155
有形固定資産合計	※2, ※3 35,648	※2, ※3 34,115
無形固定資産		
のれん	1,384	843
ソフトウエア	362	346
リース資産	291	252
電話加入権	17	17
その他	61	52
無形固定資産合計	2,115	1,510
投資その他の資産		
投資有価証券	※1, ※2 6,494	※1, ※2 5,297
長期貸付金	125	111
繰延税金資産	500	189
その他	※1 1,850	※1 1,339
貸倒引当金	△614	△453
投資その他の資産合計	8,355	6,483
固定資産合計	46,118	42,108
資産合計	211,450	195,730

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年３月31日)	当連結会計年度 (平成23年３月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	24,327	25,687
短期借入金	※2 5,502	※2 5,394
リース債務	77	91
未払法人税等	3,119	3,786
繰延税金負債	11	―
前受金	109,429	90,990
船舶保証工事引当金	386	677
工事損失引当金	※4 875	※4 4,791
役員賞与引当金	105	49
災害損失引当金	―	28
設備関係支払手形	939	1
その他	4,736	5,120
流動負債合計	149,506	136,614
固定負債		
長期借入金	※2 14,657	※2 11,782
リース債務	328	295
繰延税金負債	837	449
退職給付引当金	4,248	3,792
役員退職慰労引当金	113	127
特別修繕引当金	126	60
資産除去債務	―	453
その他	627	589
固定負債合計	20,936	17,547
負債合計	170,442	154,161
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,083	8,083
資本剰余金	9,617	9,616
利益剰余金	22,454	24,001
自己株式	△59	△43
株主資本合計	40,095	41,657
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	149	△771
繰延ヘッジ損益	△55	△11
為替換算調整勘定	72	△77
その他の包括利益累計額合計	166	△859
新株予約権	60	72
少数株主持分	687	699
純資産合計	41,008	41,569
負債純資産合計	211,450	195,730

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
売上高	131,604	136,034
売上原価	114,950 ※1, ※3	121,699 ※1, ※3
売上総利益	16,654	14,335
販売費及び一般管理費		
役員報酬	564	491
給料及び手当	3,130	2,951
退職給付費用	240	390
福利厚生費	636	616
賃借料	300	290
租税公課	275	235
旅費及び交通費	351	340
通信費	71	71
研究開発費	341 ※1	408 ※1
設計開発費	99	96
その他	1,834	1,837
販売費及び一般管理費合計	7,841	7,725
営業利益	8,813	6,610
営業外収益		
受取利息	134	294
受取配当金	126	127
持分法による投資利益	10	3
雇用調整助成金	115	62
その他	157	154
営業外収益合計	542	640
営業外費用		
支払利息	371	392
固定資産除売却損	88	90
デリバティブ解約損	81	―
為替差損	401	656
その他	55	71
営業外費用合計	996	1,209
経常利益	8,359	6,041
特別利益		
工事契約会計基準の適用に伴う影響額	2,511 ※4	―
契約解約益	2,389 ※5	―
企業立地助成金	66	―
会員権売却益	2	―
債務免除益	27	―
固定資産売却益	―	1,679 ※6
特別利益合計	4,995	1,679

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日)	当連結会計年度 (自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日)
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	―	226
セメント船対策費	―	※7 2,030
投資有価証券評価損	98	6
投資有価証券売却損	22	0
会員権評価損	11	―
災害による損失	56	46
減損損失	※2 331	―
特別損失合計	518	2,308
税金等調整前当期純利益	12,836	5,412
法人税、住民税及び事業税	4,723	5,344
法人税等調整額	1,496	△2,308
法人税等合計	6,219	3,036
少数株主損益調整前当期純利益	―	2,376
少数株主利益	336	103
当期純利益	6,281	2,273

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日)	当連結会計年度 (自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	―	2,376
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	―	△920
繰延ヘッジ損益	―	44
為替換算調整勘定	―	△149
その他の包括利益合計	―	△1,025 ※2
包括利益	―	1,351 ※1
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	―	1,248
少数株主に係る包括利益	―	103

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	8,083	8,083
当期変動額		
当期変動額合計	―	―
当期末残高	8,083	8,083
資本剰余金		
前期末残高	9,617	9,617
当期変動額		
自己株式の処分	―	△1
当期変動額合計	―	△1
当期末残高	9,617	9,616
利益剰余金		
前期末残高	16,704	22,454
当期変動額		
剰余金の配当	△531	△724
当期純利益	6,281	2,273
自己株式の処分	―	△2
当期変動額合計	5,750	1,547
当期末残高	22,454	24,001
自己株式		
前期末残高	△58	△59
当期変動額		
自己株式の取得	△1	△0
自己株式の処分	―	16
当期変動額合計	△1	16
当期末残高	△59	△43
株主資本合計		
前期末残高	34,346	40,095
当期変動額		
剰余金の配当	△531	△724
当期純利益	6,281	2,273
自己株式の取得	△1	△0
自己株式の処分	―	13
当期変動額合計	5,749	1,562
当期末残高	40,095	41,657

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△828	149
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	977	△920
当期変動額合計	977	△920
当期末残高	149	△771
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△231	△55
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	176	44
当期変動額合計	176	44
当期末残高	△55	△11
為替換算調整勘定		
前期末残高	59	72
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13	△149
当期変動額合計	13	△149
当期末残高	72	△77
その他の包括利益累計額合計		
前期末残高	△1,000	166
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,166	△1,025
当期変動額合計	1,166	△1,025
当期末残高	166	△859
新株予約権		
前期末残高	20	60
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	40	12
当期変動額合計	40	12
当期末残高	60	72
少数株主持分		
前期末残高	347	687
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	340	12
当期変動額合計	340	12
当期末残高	687	699

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日)	当連結会計年度 (自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日)
純資産合計		
前期末残高	33,713	41,008
当期変動額		
剰余金の配当	△531	△724
当期純利益	6,281	2,273
自己株式の取得	△1	△0
自己株式の処分	－	13
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,546	△1,001
当期変動額合計	7,295	561
当期末残高	41,008	41,569

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	12,836	5,412
減価償却費	4,284	4,501
減損損失	331	―
のれん償却額	540	541
貸倒引当金の増減額（△は減少）	44	△163
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△613	△456
受注工事損失引当金の増減額（△は減少）	△4,006	―
工事損失引当金の増減額（△は減少）	875	3,916
その他の引当金の増減額（△は減少）	186	227
受取利息及び受取配当金	△260	△421
支払利息	371	392
為替差損益（△は益）	△35	320
会員権売却損益（△は益）	△2	―
会員権評価損	11	―
持分法による投資損益（△は益）	△10	△3
債務免除益	△27	―
固定資産売却損益（△は益）	―	△1,679
固定資産除売却損益（△は益）	88	90
投資有価証券売却損益（△は益）	22	0
投資有価証券評価損益（△は益）	98	6
売上債権の増減額（△は増加）	△22,201	5,019
たな卸資産の増減額（△は増加）	41,384	△153
前渡金の増減額（△は増加）	△43	58
仕入債務の増減額（△は減少）	△4,441	1,360
前受金の増減額（△は減少）	△12,349	△18,439
その他	△1,011	1,675
小計	16,072	2,203
利息及び配当金の受取額	221	405
利息の支払額	△251	△505
法人税等の支払額	△4,157	△4,724
法人税等の還付額	―	261
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,885	△2,360

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額（△は増加）	206	309
有価証券の取得による支出	△117,991	△2,049
有価証券の売却及び償還による収入	118,024	40,043
有形固定資産の取得による支出	△7,678	△4,900
有形固定資産の売却による収入	63	1,919
投資有価証券の取得による支出	△1	△19
投資有価証券の売却及び償還による収入	43	2
会員権の売却及び償還による収入	17	―
貸付けによる支出	△24	△30
貸付金の回収による収入	135	71
その他	△26	59
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,232	35,405
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	4,084	2,772
短期借入金の返済による支出	△3,943	△3,233
長期借入れによる収入	8,100	1,500
長期借入金の返済による支出	△4,391	△4,022
配当金の支払額	△531	△724
少数株主への配当金の支払額	―	△90
リース債務の返済による支出	△56	△83
その他	△0	△1
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,263	△3,881
現金及び現金同等物に係る換算差額	△74	△379
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	7,842	28,785
現金及び現金同等物の期首残高	76,548	84,390
現金及び現金同等物の期末残高	84,390 ※1	113,175 ※1

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
１ 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社数 18社 連結子会社については、「第１ 企業の概況 ４関係会社の状況」に記載しているため、省略している。 (2) 主要な非連結子会社名 ㈲ナッド 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社７社は、いずれも小規模会社であり合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためである。	１ 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社数 18社 同左 (2) 主要な非連結子会社名 同左 連結の範囲から除いた理由 同左
２ 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の関連会社数 １社 ㈱伊万里鉄鋼センター (2) 持分法を適用していない非連結子会社(㈲ナッド他６社)及び関連会社(㈱九州ジーエヌ他１社)は、それぞれ連結純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外している。	２ 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の関連会社数 １社 同左 (2) 持分法を適用していない非連結子会社(㈲ナッド他６社)及び関連会社(函館ポートサービス㈱)は、それぞれ連結純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外している。
３ 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうち、その事業年度が連結決算日と異なるものは以下のとおりである。 12月31日決算：オリイメック㈱(同社連結子会社８社含む)、名和産業㈱、玄海テック㈱、名村情報システム㈱、名村マリン㈱、モーニング ダイダラス ナビゲーション社 ７月31日決算：ゴールデン バード シッピング社 ８月31日決算：名村エンジニアリング㈱ 連結財務諸表の作成に当たっては、12月決算会社については、各決算日現在の財務諸表を採用しているが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。 また、12月決算以外の会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用している。	３ 連結子会社の事業年度等に関する事項 同左

前連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
４ 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 (ア)有価証券 (a) 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) (b) その他有価証券 [時価のあるもの] 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) [時価のないもの] 移動平均法による原価法 (イ)デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 時価法 (ウ)たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産 評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっている。 (a) 商品及び製品、仕掛品 主として個別法 (b) 原材料及び貯蔵品 主として移動平均法	４ 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 (ア)有価証券 (a) 満期保有目的の債券 同左 (b) その他有価証券 [時価のあるもの] 同左 [時価のないもの] 同左 (イ)デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 同左 (ウ)たな卸資産 同左
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 (ア)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法 ただし、当社及び国内連結子会社については、平成10年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用している。 なお、主な耐用年数は次のとおりである。 建物及び構築物　　10年～47年 機械装置及び運搬具　５年～10年 (イ)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法 ただし、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能年数(５年)に基づく定額法を採用している。 (ウ)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。 なお、「リース取引に関する会計基準」の改正適用初年度開始前に契約した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。	(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 (ア)有形固定資産(リース資産を除く) 同左 (イ)無形固定資産(リース資産を除く) 同左 (ウ)リース資産 同左

前連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
(3) 重要な引当金の計上基準	(3) 重要な引当金の計上基準
(ア)貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。	(ア)貸倒引当金 同左
(イ)船舶保証工事引当金 新造船のアフターサービスに対する支出に備えるため、保証工事見込額を実績率に基づいて計上している。	(イ)船舶保証工事引当金 同左
(ウ)工事損失引当金 当連結会計年度末手持受注工事のうち損失が確実視される工事の翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失に備えるため、合理的な見積額を計上している。	(ウ)工事損失引当金 同左
(エ)役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上している。	(エ)役員賞与引当金 同左
―――	(オ)災害損失引当金 災害事故による設備復旧費等の支出に備えるため、当該損失見込額を計上している。
(オ)退職給付引当金 従業員の退職により支給する退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年等)による定額法により、費用処理している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年等)による定額法により翌連結会計年度から費用処理している。	(カ)退職給付引当金 同左
(カ)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規則に基づく当連結会計年度末要支給額を計上している。	(キ)役員退職慰労引当金 同左
(キ)特別修繕引当金 船舶の定期検査工事の支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支出見積額を計上している。	(ク)特別修繕引当金 同左
(4) 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 当連結会計年度までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。	(4) 収益及び費用の計上基準 同左

前連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権・債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。 なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上している。	(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左
(6) 重要なヘッジ会計の処理方法	(6) 重要なヘッジ会計の処理方法
(ア)繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法 予定取引により将来発生する外貨建金銭債権・債務に対する為替予約によるヘッジについては繰延ヘッジ会計を適用している。 また、為替予約が付されている外貨建金銭債権・債務等については、振当処理を行い、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用している。	(ア)繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法 同左
(イ)ヘッジ手段とヘッジ対象 [ヘッジ手段] デリバティブ取引 (為替予約取引、金利スワップ取引) [ヘッジ対象] 相場変動等によるリスクを保有しているもの (外貨建金銭債権・債務、変動金利借入)	(イ)ヘッジ手段とヘッジ対象 [ヘッジ手段] 同左 [ヘッジ対象] 同左
(ウ)ヘッジ方針 デリバティブ取引取扱規程に基づき、為替、金利変動リスクをヘッジしている。	(ウ)ヘッジ方針 同左
(エ)ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して判断している。	(エ)ヘッジ有効性評価の方法 同左
(オ)その他 デリバティブ取引についての基本方針を定めた取扱規程を取締役会で決定している。取引の実行及び管理は経営管理部が行っており、取引状況は、取締役会に報告している。	(オ)その他 同左
(7) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。	(7) 消費税等の会計処理 同左
―――	(8) のれんの償却に関する事項 のれんは、５年間で均等償却している。
―――	(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動については僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっている。

前連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
５ 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっている。	― ― ―
６ のれんの償却に関する事項 のれんは、５年間で均等償却している。	― ― ―
７ 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動については僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっている。	― ― ―

【会計処理の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
(工事契約に関する会計基準の適用) 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していたが、当連結会計年度から平成19年12月27日公表の「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第15号）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第18号）を適用している。 この結果、従来の方法によった場合に比べ、売上高は10,460百万円、売上総利益は4,230百万円、営業利益は4,181百万円、経常利益は3,785百万円及び税金等調整前当期純利益は6,296百万円それぞれ増加している。 なお、前連結会計年度までの手持受注工事のうち翌連結会計年度以降に損失の発生が見込まれる場合の合理的な見積額を受注工事損失引当金として計上していたが、上記の変更に伴い、当連結会計年度より工事損失引当金として計上している。 また、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。	― ― ―
― ― ―	(資産除去債務に関する会計基準等の適用) 当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年３月31日）を適用している。 これにより、当連結会計年度の営業利益及び経常利益は30百万円、税金等調整前当期純利益は256百万円それぞれ減少している。

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
―――	(連結損益計算書関係) 当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年３月24日 内閣府令第５号）の適用に伴い、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示している。

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
(金融商品に関する会計基準の適用) 当連結会計年度から平成20年３月10日改正の「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第10号）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第19号）を適用している。	―――
―――	(包括利益の表示に関する会計基準の適用) 当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年６月30日）を適用している。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載している。
―――	(セグメント情報等の開示に関する会計基準等の適用) 当連結会計年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年３月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年３月21日）を適用している。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年３月31日)	当連結会計年度 (平成23年３月31日)
※(1) 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりである。 固定資産(投資その他の資産) 投資有価証券(株式) 276百万円 その他　出資金 0百万円	※(1) 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりである。 固定資産(投資その他の資産) 投資有価証券(株式) 275百万円 その他　出資金 0百万円
※(2) (ア)有形固定資産のうち 建物及び構築物 1,052百万円 ドック船台 419百万円 機械装置及び運搬具 129百万円 工具、器具及び備品 9百万円 土地 3,559百万円 計 5,168百万円 について工場財団を組成し、長期借入金(１年以内返済分を含む)9,834百万円の担保に供している。	※(2) (ア)有形固定資産のうち 建物及び構築物 979百万円 ドック船台 398百万円 機械装置及び運搬具 69百万円 工具、器具及び備品 5百万円 土地 3,559百万円 計 5,010百万円 について工場財団を組成し、長期借入金(１年以内返済分を含む)8,803百万円の担保に供している。
(イ)工場財団組成以外の資産について、 建物及び構築物 191百万円 投資有価証券 8百万円 土地 891百万円 について、短期借入金125百万円、長期借入金(１年以内返済分を含む)1,350百万円の担保に供している。	(イ)工場財団組成以外の資産について、 建物及び構築物 320百万円 投資有価証券 9百万円 土地 1,182百万円 について、短期借入金50百万円、長期借入金(１年以内返済分を含む)1,200百万円の担保に供している。
※(3) 有形固定資産から控除した減価償却累計額は43,313百万円である。	※(3) 有形固定資産から控除した減価償却累計額は44,419百万円である。
※(4) 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。 損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は49百万円（うち、商品及び製品２百万円、仕掛品47百万円）である。	※(4) 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。 損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は80百万円（うち、商品及び製品８百万円、仕掛品72百万円）である。
―――	(5) 財務制限 シンジケート・ローン (平成19年９月26日及び平成20年９月25日借入) 当社の各会計年度又は中間決算期末における単体及び連結の純資産が、各々直前の年次決算期末又は中間決算期末における単体及び連結の純資産のそれぞれ75%を下回らないこと。
(6) 受取手形割引高は50百万円である。	(6) 受取手形割引高は30百万円である。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
※(1) 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりである。 一般管理費 341百万円 当期製造費用 322百万円 計 663百万円	※(1) 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりである。 一般管理費 408百万円 当期製造費用 301百万円 計 709百万円
※(2) 減損損失 以下の資産グループについて減損損失を計上している。	― ― ―

用途	主な種類	主な場所	減損金額(百万円)
事業用資産	機械装置及び運搬具	米国	4
	工具、器具及び備品	ケンタッキー州	1
遊休資産	土地	神奈川県	321
	建設仮勘定	伊勢原市	5
合計			331

(経緯)
上記の機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品は、機械事業を担うオリイメック㈱の海外子会社（オリイメック コーポレーション オブ アメリカ社）において、事業を取り巻く環境が景気低迷の影響により悪化したことに伴い収益性が低下したことから、減損損失を認識した。また、上記の土地、建設仮勘定はオリイメック㈱が前連結会計年度に取得した新本社・本社工場用地および新社員寮用地が建設の取止めに伴い遊休状態となり、将来の用途も定まっていないため、減損損失を認識した。

(グルーピングの方法)
地域性も考慮した事業の種類別セグメント単位を基本とし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については個々の物件単位でグルーピングしている。

(回収可能額の算定方法等)
事業用資産の回収可能額は正味売却価額により測定しているが、実質的な処分価値を考慮し、零と評価している。また、遊休資産の回収可能額は正味売却価額（土地については不動産鑑定評価額）により評価している。

※(3) 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額は875百万円である。	※(3) 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額は4,564百万円である。
※(4) 工事契約会計基準の適用に伴う影響額は、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)第25項に基づき、平成21年４月１日時点で存在する工事契約（重要性のないものを除く）について同会計基準を適用したことによる過年度の工事の進捗に見合う利益である。 なお、過年度の工事の進捗に対応する工事収益の額及び工事原価の額は、それぞれ37,911百万円及び35,400百万円である。	― ― ―
※(5) 契約解約益は、連結子会社である函館どつく株式会社が建造予定の32千重量トン型撒積運搬船５隻に係る当社と発注者との間の新造船建造契約の合意解約に伴うものである。	― ― ―

前連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
――― ―――	※(6) 固定資産売却益は、連結子会社であるモーニングダイダラスナビゲーション社が保有船を売却したことに伴うものである。 ※(7) セメント船対策費は、連結子会社である函館どつく株式会社が建造している79百重量トン型セメント運搬船の請負契約における計画満載喫水では保証載貨重量トンを確保できないことが判明したため、その対応に要した費用である。

(連結包括利益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
――― ―――	※(1) 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益 親会社株主に係る包括利益 7,446百万円 少数株主に係る包括利益 340百万円 計 7,786百万円 ※(2) 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益 その他有価証券評価差額金 978百万円 繰延ヘッジ損益 176百万円 為替換算調整勘定 15百万円 計 1,169百万円

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

１ 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	48,386,417	―	―	48,386,417

２ 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	157,290	248	―	157,538

（変動事由の概要）

普通株式の増加248株は、単元未満株式の買取によるものである。

３ 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高（百万円）
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストックオプションとしての第１回新株予約権(平成21年１月21日発行)	―	―	―	―	―	20
	ストックオプションとしての第２回新株予約権(平成22年１月21日発行)	―	―	―	―	―	40
合計			―	―	―	―	60

４ 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年６月25日定時株主総会	普通株式	241	5	平成21年３月31日	平成21年６月26日
平成21年11月12日取締役会	普通株式	290	6	平成21年９月30日	平成21年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年６月24日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	386	8	平成22年３月31日	平成22年６月25日

当連結会計年度（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	48,386,417	―	―	48,386,417

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	157,538	455	37,000	120,993

（変動事由の概要）
普通株式の増加455株は、単元未満株式の買取によるものである。
普通株式の減少37,000株は、ストックオプションの権利行使によるものである。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高（百万円）
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストックオプションとしての第１回新株予約権(平成21年１月21日発行)	―	―	―	―	―	16
	ストックオプションとしての第２回新株予約権(平成22年１月21日発行)	―	―	―	―	―	32
	ストックオプションとしての第３回新株予約権(平成23年１月21日発行)	―	―	―	―	―	24
合計			―	―	―	―	72

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年６月24日定時株主総会	普通株式	386	8	平成22年３月31日	平成22年６月25日
平成22年11月11日取締役会	普通株式	338	7	平成22年９月30日	平成22年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年６月23日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	338	7	平成23年３月31日	平成23年６月24日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)		当連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)	
※(1) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		※(1) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	84,453百万円	現金及び預金勘定	73,236百万円
有価証券勘定	38,040百万円	有価証券勘定	40,043百万円
計	122,493百万円	計	113,279百万円
預入期間が３ケ月を超える定期預金	△63百万円	預入期間が３ケ月を超える定期預金	△54百万円
株式及び償還期間が３ヶ月を超える債券等	△38,040百万円	株式及び償還期間が３ヶ月を超える債券等	△50百万円
現金及び現金同等物	84,390百万円	現金及び現金同等物	113,175百万円

(リース取引関係)

<table>
<tr><th>前連結会計年度
(自 平成21年４月１日
至 平成22年３月31日)</th><th>当連結会計年度
(自 平成22年４月１日
至 平成23年３月31日)</th></tr>
<tr><td>

１ リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

借手側

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">有形固定資産</th><th rowspan="2">無形固定資産
(百万円)</th><th rowspan="2">合計
(百万円)</th></tr>
<tr><th>機械装置及び運搬具
(百万円)</th><th>工具、器具及び備品
(百万円)</th></tr>
<tr><td>取得価額相当額</td><td>54</td><td>94</td><td>17</td><td>165</td></tr>
<tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>39</td><td>58</td><td>8</td><td>105</td></tr>
<tr><td>期末残高相当額</td><td>15</td><td>36</td><td>9</td><td>60</td></tr>
</table>

(注)取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

１年以内	29百万円
１年超	31百万円
合計	60百万円

(注)未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

(3) 支払リース料	39百万円
減価償却費相当額	39百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

２ オペレーティング・リース取引

貸手側

未経過リース料

１年以内	644百万円
１年超	3,596百万円
合計	4,240百万円

借手側

未経過リース料

１年以内	17百万円
１年超	259百万円
合計	276百万円

３ ファイナンス・リース取引

借手側

ファイナンス・リース取引は重要性がないため、リース資産の内容及び減価償却の方法の記載を省略している。

</td><td>

１ リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

借手側

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">有形固定資産</th><th rowspan="2">無形固定資産
(百万円)</th><th rowspan="2">合計
(百万円)</th></tr>
<tr><th>機械装置及び運搬具
(百万円)</th><th>工具、器具及び備品
(百万円)</th></tr>
<tr><td>取得価額相当額</td><td>54</td><td>81</td><td>17</td><td>152</td></tr>
<tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>48</td><td>62</td><td>11</td><td>121</td></tr>
<tr><td>期末残高相当額</td><td>6</td><td>19</td><td>6</td><td>31</td></tr>
</table>

(注)　同左

(2) 未経過リース料期末残高相当額

１年以内	24百万円
１年超	7百万円
合計	31百万円

(注)　同左

(3) 支払リース料	27百万円
減価償却費相当額	27百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

同左

２ オペレーティング・リース取引

貸手側

未経過リース料

１年以内	416百万円
１年超	2,766百万円
合計	3,182百万円

借手側

未経過リース料

１年以内	17百万円
１年超	242百万円
合計	259百万円

３ ファイナンス・リース取引

同左

</td></tr>
</table>

(金融商品関係)

前連結会計年度(自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日)

1　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当企業集団は、主に各種船舶の製造販売事業を行うため設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達している。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達している。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針である。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されているが、先物為替予約を利用してヘッジしている。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されている。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど１年以内の支払期日である。また、その一部には、船用資機材等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されているが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にある。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年である。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されているが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしている。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引である。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当企業集団は、営業債権及び長期貸付金について、各企業において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っている。

満期保有目的の債券は、運用方針に関する取締役会決議を経て、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少である。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っている。

当連結会計年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされている。

②　市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当企業集団は、外貨建ての営業債権・債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしている。なお、為替相場の状況により、輸出に係る予約取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する先物為替予約を行っている。また、当企業集団は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用している。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直している。

デリバティブ取引については、基本方針を定めたデリバティブ取引取扱規程に基づき、経営管理部が取引を行い、経営管理部において残高照合等を行っている。月次の取引実績は、取締役会に報告している。

③　資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当企業集団は、各部署からの報告に基づき経営管理部が適宜に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理している。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもある。

また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2　金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日（前連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていない((注２)を参照。)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	84,453	84,453	―
(2) 受取手形及び売掛金	30,962	31,031	69
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①　満期保有目的の債券	38,040	38,040	0
②　その他有価証券	5,878	5,878	―
(4) 長期貸付金(１年以内回収予定を含む)	167		
貸倒引当金(※１)	△36		
	131	133	2
資産計	159,464	159,535	71
(1) 支払手形及び買掛金	24,327	24,327	―
(2) 短期借入金	1,467	1,467	―
(3) 長期借入金(１年以内返済予定を含む)	18,692	18,731	39
(4) リース債務	405	394	△11
(5) 未払法人税等	3,119	3,119	―
負債計	48,010	48,038	28
デリバティブ取引(※２)	(92)	(92)	―

(※１)　長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除している。

(※２)　デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　)で示している。

(注１)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、その将来キャッシュ・フローを回収期日までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっている。なお、短期間で決済される債権は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は主に取引所の価格によっており、債券は主に取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、（有価証券関係）注記を参照ください。

(4) 長期貸付金(１年以内回収予定を含む)

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定している。

また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定している。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを支払期日までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっている。なお、短期間で決済される債務は、時価は帳簿価額とほぼ近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(2) 短期借入金及び(5) 未払法人税等

すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(3) 長期借入金(１年以内返済予定を含む)及び(4)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

デリバティブ取引

（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。

(注２)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	616

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれている。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3)②その他有価証券」には含めていない。

(注３)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	84,453	―	―	―
受取手形及び売掛金	30,212	750	―	―
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(国債)	38,040	―	―	―
長期貸付金	42	67	21	37
合計	152,747	817	21	37

(注４)長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	4,035	4,130	2,991	2,411	1,744	3,381
リース債務	77	80	82	77	69	20
合計	4,112	4,210	3,073	2,488	1,813	3,401

当連結会計年度(自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日)

1　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当企業集団は、主に各種船舶の製造販売事業を行うため設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達している。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達している。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針である。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されているが、先物為替予約を利用してヘッジしている。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されている。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど１年以内の支払期日である。また、その一部には、舶用資機材等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されているが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にある。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年である。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されているが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしている。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引である。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当企業集団は、営業債権及び長期貸付金について、各企業において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っている。

満期保有目的の債券は、運用方針に関する取締役会決議を経て、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少である。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っている。

当連結会計年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされている。

②　市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当企業集団は、外貨建ての営業債権・債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしている。なお、為替相場の状況により、輸出に係る予約取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する先物為替予約を行っている。また、当企業集団は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用している。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直している。

デリバティブ取引については、基本方針を定めたデリバティブ取引取扱規程に基づき、経営管理部が取引を行い、経営管理部において残高照合等を行っている。月次の取引実績は、取締役会に報告している。

③　資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当企業集団は、各部署からの報告に基づき経営管理部が適宜に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理している。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもある。

また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2　金融商品の時価等に関する事項

平成23年３月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていない((注２)を参照。)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	73,236	73,236	―
(2) 受取手形及び売掛金	25,943	25,963	20
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①　満期保有目的の債券	40,043	40,042	△1
②　その他有価証券	4,548	4,548	―
(4) 長期貸付金(１年以内回収予定を含む)	125		
貸倒引当金(※１)	△34		
	91	93	2
資産計	143,861	143,882	21
(1) 支払手形及び買掛金	25,687	25,687	―
(2) 短期借入金	1,006	1,006	―
(3) 長期借入金(１年以内返済予定を含む)	16,170	16,164	△6
(4) リース債務	386	381	△5
(5) 未払法人税等	3,786	3,786	―
負債計	47,035	47,024	△11
デリバティブ取引(※２)	(19)	(19)	―

(※１)　長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除している。

(※２)　デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　)で示している。

(注１)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、その将来キャッシュ・フローを回収期日までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっている。なお、短期間で決済される債権の時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は主に取引所の価格によっており、債券は主に取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、（有価証券関係）注記を参照ください。

(4) 長期貸付金(１年以内回収予定を含む)

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定している。

また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定している。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを支払期日までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっている。なお、短期間で決済される債務の時価は帳簿価額とほぼ近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(2) 短期借入金及び(5) 未払法人税等

すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(3) 長期借入金(１年以内返済予定を含む)及び(4)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

デリバティブ取引

（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。

(注２)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	749

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれている。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3)②その他有価証券」には含めていない。

(注３)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	73,236	―	―	―
受取手形及び売掛金	25,943	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(国債)	40,043	―	―	―
長期貸付金	14	38	11	62
合計	139,236	38	11	62

(注４)長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	4,388	3,236	2,657	1,992	1,118	2,779
リース債務	91	95	90	83	26	1
合計	4,479	3,331	2,746	2,075	1,144	2,780

次へ

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

１ 満期保有目的の債券

区分	種類	前連結会計年度 (平成22年３月31日)		
		連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結決算日における 時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債等	24,994	24,995	1
	社債	―	―	―
	その他	―	―	―
	小計	24,994	24,995	1
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債・地方債等	13,046	13,045	△1
	社債	―	―	―
	その他	―	―	―
	小計	13,046	13,045	△1
合計		38,040	38,040	0

２ その他有価証券

区分	前連結会計年度 (平成22年３月31日)		
	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	3,612	2,034	1,578
(2) 債券			
国債・地方債等	―	―	―
社債	―	―	―
その他	―	―	―
(3) その他	11	4	7
小計	3,623	2,038	1,585
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	2,255	2,788	△533
(2) 債券			
国債・地方債等	―	―	―
社債	―	―	―
その他	―	―	―
(3) その他	―	―	―
小計	2,255	2,788	△533
合計	5,878	4,826	1,052

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額である。なお、当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損98百万円を計上している。
減損処理にあたっては、連結会計年度における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っている。

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

区分	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	3	―	△7
債券	40	―	△15
その他	―	―	―
合計	43	―	△22

当連結会計年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

１ 満期保有目的の債券

区分	種類	当連結会計年度(平成23年３月31日)		
		連結貸借対照表計上額(百万円)	連結決算日における時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債等	16,997	16,997	0
	社債	―	―	―
	その他	―	―	―
	小計	16,997	16,997	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債・地方債等	23,046	23,045	△1
	社債	―	―	―
	その他	―	―	―
	小計	23,046	23,045	△1
合計		40,043	40,042	△1

２ その他有価証券

区分	当連結会計年度(平成23年３月31日)		
	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	2,124	1,320	804
(2) 債券			
国債・地方債等	―	―	―
社債	―	―	―
その他	―	―	―
(3) その他	―	―	―
小計	2,124	1,320	804
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	2,424	3,465	△1,041
(2) 債券			
国債・地方債等	―	―	―
社債	―	―	―
その他	―	―	―
(3) その他	―	―	―
小計	2,424	3,465	△1,041
合計	4,548	4,785	△237

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額である。なお、当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損６百万円を計上している。
減損処理にあたっては、連結会計年度における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っている。

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

区分	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	2	―	△0
合計	2	―	△0

次へ

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

１ ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

該当事項はない。

(2) 金利関連

該当事項はない。

２ ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち１年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引				
	売建	前受金			
	米ドル		6,769	―	△92
	買建	買掛金			
	米ドル		3	―	0
合計			6,772	―	△92

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定している。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち１年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	売建	売掛金			
	米ドル		15,696	―	(注)
合計			15,696	―	

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載している。

(2) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち１年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	7,971	5,335	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。

当連結会計年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

１ ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

該当事項はない。

(2) 金利関連

該当事項はない。

２ ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち１年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引				
	売建	前受金			
	米ドル		1,721	―	△19
	買建	買掛金			
	米ドル		24	―	0
合計			1,745	―	△19

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定している。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち１年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	売建	売掛金			
	米ドル		8,564	―	(注)
合計			8,564	―	

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載している。

(2) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち１年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	6,089	3,460	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
1 退職給付制度の概要 退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度のほか、適格退職年金制度に加入している。 提出会社㈱名村造船所は、昭和43年から段階的に適格退職年金制度への移行を行い、昭和61年に完了している。	1 退職給付制度の概要 同左
2 退職給付債務に関する事項(平成22年３月31日) 退職給付債務 △7,787百万円 年金資産 2,829百万円 未積立退職給付債務 △4,958百万円 未認識過去勤務債務 7百万円 未認識数理計算上の差異 703百万円 退職給付引当金 △4,248百万円 (注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用している。	2 退職給付債務に関する事項(平成23年３月31日) 退職給付債務 △7,730百万円 年金資産 2,891百万円 未積立退職給付債務 △4,839百万円 未認識過去勤務債務 180百万円 未認識数理計算上の差異 867百万円 退職給付引当金 △3,792百万円 (注) 同左
3 退職給付費用に関する事項 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日) 勤務費用 (注) 632百万円 利息費用 144百万円 期待運用収益 △48百万円 過去勤務差異の費用処理額 1百万円 数理計算上の差異の費用処理額 82百万円 退職給付費用 811百万円 (注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は勤務費用に計上している。	3 退職給付費用に関する事項 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日) 勤務費用 (注) 665百万円 利息費用 136百万円 期待運用収益 △56百万円 過去勤務差異の費用処理額 1百万円 数理計算上の差異の費用処理額 74百万円 退職給付費用 820百万円 (注) 同左
4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 (1) 割引率 2.00% (2) 期待運用収益率 2.00% (3) 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 (4) 過去勤務債務の処理年数 14年等 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理している。) (5) 数理計算上の差異の処理年数 14年等 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理している。)	4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 (1) 割引率 2.00% (2) 期待運用収益率 2.00% (3) 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 (4) 過去勤務債務の処理年数 14年等 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理している。) (5) 数理計算上の差異の処理年数 14年等 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理している。)

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

１ 当該連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費(株式報酬費用)　　40百万円

２ ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	平成20年６月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役９名 社外監査役を除く監査役２名
株式の種類及び付与数(株)	取締役(社外取締役を除く)については当社普通株式95,000株、監査役(社外監査役を除く)については当社普通株式5,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とする。
付与日	平成22年１月21日
権利確定条件	付与日(平成22年１月21日)から権利確定日まで継続して勤務していること
対象勤務期間	平成21年４月１日～平成22年３月31日
権利行使期間	平成22年１月22日～平成52年１月21日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社
決議年月日	平成21年12月18日
権利確定前	
期首(株)	89,000
付与(株)	93,000
失効(株)	―
権利確定(株)	―
未確定残(株)	182,000
権利確定後	
期首(株)	―
権利確定(株)	―
権利行使(株)	―
失効(株)	―
未行使残(株)	―

② 単価情報

会社名	提出会社
決議年月日	平成21年12月18日
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	―
付与日における公正な評価単価(円)	429.63

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積り方法

① 株価変動性　58.72%

平成16年１月22日～平成22年１月21日の株価実績に基づき算定

② 予想残存期間　６年

十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっている。

③ 無リスク利子率　0.69%

予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回り

4 ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用している。

当連結会計年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

1 当該連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費(株式報酬費用)　　24百万円

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	平成20年６月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役７名 社外監査役を除く監査役２名
株式の種類及び付与数(株)	取締役(社外取締役を除く)については当社普通株式95,000株、監査役(社外監査役を除く)については当社普通株式5,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とする。
付与日	平成23年１月21日
権利確定条件	付与日(平成23年１月21日)から権利確定日まで継続して勤務していること
対象勤務期間	平成22年４月１日～平成23年３月31日
権利行使期間	平成23年１月22日～平成53年１月21日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社
決議年月日	平成22年12月17日
権利確定前	
期首(株)	182,000
付与(株)	75,000
失効(株)	―
権利確定(株)	37,000
未確定残(株)	220,000
権利確定後	
期首(株)	―
権利確定(株)	37,000
権利行使(株)	37,000
失効(株)	―
未行使残(株)	―

② 単価情報

会社名	提出会社
決議年月日	平成22年12月17日
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	489
付与日における公正な評価単価(円)	320.54

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積り方法

① 株価変動性　55.66%

平成15年１月22日～平成23年１月21日の株価実績に基づき算定

② 予想残存期間　８年

十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっている。

③ 無リスク利子率　0.95%

予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回り

4 ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用している。

前へ　次へ

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成22年３月31日)	当連結会計年度 (平成23年３月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
流動資産	流動資産
(繰延税金資産)	(繰延税金資産)
工事損失引当金 353百万円	工事損失引当金 1,939百万円
船舶保証工事引当金 155百万円	船舶保証工事引当金 272百万円
未払事業税 237百万円	未払事業税 274百万円
たな卸資産未実現利益 12百万円	未払費用 488百万円
未払費用 500百万円	繰越欠損金 1,200百万円
その他 196百万円	その他 428百万円
繰延税金資産の合計 1,453百万円	計 4,601百万円
	評価性引当額 △687百万円
	繰延税金資産の合計 3,914百万円
固定資産	固定資産
(繰延税金資産)	(繰延税金資産)
退職給付引当金 625百万円	退職給付引当金 48百万円
有形固定資産未実現利益 262百万円	有形固定資産未実現利益 128百万円
役員退職慰労引当金 16百万円	役員退職慰労引当金 15百万円
その他 453百万円	計 191百万円
計 1,356百万円	繰延税金資産 合計 191百万円
評価性引当額 △856百万円	(繰延税金負債)
繰延税金資産 純額 500百万円	資産除去債務 △2百万円
	繰延税金資産 純額 189百万円
流動負債	
(繰延税金資産)	
たな卸資産評価損 167百万円	
その他 63百万円	
計 230百万円	
評価性引当額 △228百万円	
繰延税金資産 合計 2百万円	
(繰延税金負債)	
未収事業税 △13百万円	
繰延税金負債の純額 △11百万円	
固定負債	固定負債
(繰延税金資産)	(繰延税金資産)
退職給付引当金 1,071百万円	退職給付引当金 1,462百万円
固定資産評価損 176百万円	固定資産評価損 318百万円
投資有価証券評価損 1,558百万円	投資有価証券評価損 1,735百万円
長期未払金 269百万円	長期未払金 266百万円
繰越欠損金 620百万円	繰越欠損金 986百万円
その他 250百万円	資産除去債務 186百万円
計 3,944百万円	その他 759百万円
評価性引当額 △3,740百万円	計 5,712百万円
繰延税金資産 合計 204百万円	評価性引当額 △5,340百万円
(繰延税金負債)	繰延税金資産 合計 372百万円
特別償却準備金 △110百万円	(繰延税金負債)
固定資産圧縮積立金 △133百万円	特別償却準備金 △86百万円
その他有価証券評価差額金 △595百万円	固定資産圧縮積立金 △114百万円
固定資産評価益 △202百万円	その他有価証券評価差額金 △327百万円
その他 △1百万円	固定資産評価益 △202百万円
繰延税金負債 合計 △1,041百万円	その他 △92百万円
繰延税金負債の純額 △837百万円	繰延税金負債 合計 △821百万円
	繰延税金負債の純額 △449百万円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 40.4%	法定実効税率 40.4%
(調整)	(調整)
住民税均等割 0.3%	住民税均等割 0.7%
交際費等永久に損金に算入されない項目 0.4%	交際費等永久に損金に算入されない項目 1.0%
評価性引当額の増減による差異 5.9%	評価性引当額の増減による差異 15.4%
その他 1.4%	実行税率差異 △5.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 48.4%	その他 3.7%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 56.1%

(資産除去債務関係)

当連結会計年度末(平成23年３月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物及び構築物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等である。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から20年と見積り、割引率は2.0%を使用して資産除去債務の金額を計算している。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注)	**442百万円**
有形固定資産の取得に伴う増加額	**2百万円**
時の経過による調整額	**9百万円**
期末残高	**453百万円**

(注) 当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号　平成20年３月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日)を適用したことによる期首時点における残高である。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略している。

前へ

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

	新造船 (百万円)	修繕船 (百万円)	機械 (百万円)	鉄構陸機 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
Ⅰ 売上高及び営業損益								
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	106,924	5,472	5,475	8,614	5,119	131,604	―	131,604
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	―	―	―	―	520	520	△520	―
計	106,924	5,472	5,475	8,614	5,639	132,124	△520	131,604
営業費用	94,622	5,658	6,669	8,773	5,341	121,063	1,728	122,791
営業利益又は営業損失(△)	12,302	△186	△1,194	△159	298	11,061	△2,248	8,813
Ⅱ 資産、減価償却費、減損損失及び資本的支出								
資産	130,177	6,105	10,584	10,404	5,639	162,909	48,541	211,450
減価償却費	3,185	190	154	80	481	4,090	194	4,284
減損損失	―	―	331	―	―	331	―	331
資本的支出	4,484	2,527	1,132	65	17	8,225	831	9,056

(注) 1 事業区分は、製品の製造及び販売方法の類似性により区分している。

2 各事業の主な製品

(1) 新造船事業　　新造船

(2) 修繕船事業　　修繕船

(3) 機械事業　　プレス用自動化装置、精密ばね成形機

(4) 鉄構陸機事業　　橋梁、鉄鋼構造物、環境機器、陸上機械

(5) その他事業　　ソフトウェア開発、海運、卸売、設備工事

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用(2,187百万円)の主なものは、当社本社の総務部、経営管理部等の管理部門に係る費用である。

4 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産(48,541百万円)の主なものは、当社の余資運用資金(有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等である。

5 減価償却費及び資本的支出には、長期前払費用とその償却額が含まれている。

6 「会計処理の変更」に記載のとおり、請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していたが、当連結会計年度から平成19年12月27日公表の「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第15号）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第18号）を適用している。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度における売上高は新造船事業において11,721百万円増加し、鉄構陸機事業においては1,261百万円減少し、新造船事業においては営業費用が7,363百万円増加し、鉄構陸機事業においては1,107百万円減少し、消去又は全社においては23百万円増加し、新造船事業においては営業利益が4,358百万円増加し、鉄構陸機事業においては営業損失が154百万円増加し、消去又は全社においても営業損失が23百万円増加している。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略している。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

	中米	その他	計
Ⅰ 海外売上高(百万円)	84,634	20,185	104,819
Ⅱ 連結売上高(百万円)			131,604
Ⅲ 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	64.3	15.3	79.6

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 各区分に属する主な国又は地域

中米……パナマ

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

4 「欧州」(当連結会計年度10,016百万円)及び「アジア」(当連結会計年度10,037百万円)は連結売上高の10%未満となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示している。

【セグメント情報】

Ⅰ　前連結会計年度(自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日)

１　報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

当企業集団は、船舶、機械及び鉄鋼構造物の製造販売並びに船舶の修繕を主な事業内容としており、当社及び当社の連結子会社が各々独立した経営単位として、事業活動を展開している。

従って、当企業集団は、事業部及び中核子会社を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、「新造船事業」、「修繕船事業」、「機械事業」、「鉄構陸機事業」及び「その他事業」の５つを報告セグメントとしている。

「新造船事業」は、各種船舶の製造販売をしている。「修繕船事業」は、函館どつく株式会社が営んでいる事業で各種船舶の修繕及び解体をしている。「機械事業」は、オリイメック株式会社が営んでいる事業で主にプレス用自動化装置及び精密ばね成形機の製造販売をしている。「鉄構陸機事業」は、主に鉄鋼構造物の製造販売をしている。「その他事業」は、主にソフトウエア開発、海運、卸売、設備工事等をしている。

２　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、棚卸資産の評価基準を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一である。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値である。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいている。

３　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計	調整額(注)１	連結財務諸表計上額(注)２
	新造船	修繕船	機械	鉄構陸機	その他			
売上高								
外部顧客への売上高	106,924	5,472	5,475	8,614	5,119	131,604	―	131,604
セグメント間の内部売上高又は振替高	―	―	―	―	520	520	△520	―
計	106,924	5,472	5,475	8,614	5,639	132,124	△520	131,604
セグメント利益又はセグメント損失(△)	12,302	△186	△1,194	△159	298	11,061	△2,248	8,813
セグメント資産	130,177	6,105	10,584	10,404	5,639	162,909	48,541	211,450
その他の項目								
減価償却費	3,185	190	154	80	481	4,090	194	4,284
のれんの償却額	365	156	19	―	―	540	―	540
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	4,484	2,527	1,132	65	17	8,225	831	9,056

(注)１　セグメント利益の調整額△2,248百万円には、セグメント間取引消去61百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用2,187百万円が含まれている。全社費用は、主に当社の総務部、経営管理部等の管理部門に係る費用である。

２　セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

Ⅱ　当連結会計年度(自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日)

１　報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

当企業集団は、船舶、機械及び鉄鋼構造物の製造販売並びに船舶の修繕を主な事業内容としており、当社及び当社の連結子会社が各々独立した経営単位として、事業活動を展開している。

従って、当企業集団は、事業部及び中核子会社を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、「新造船事業」、「修繕船事業」、「機械事業」、「鉄構陸機事業」及び「その他事業」の５つを報告セグメントとしている。

「新造船事業」は、各種船舶の製造販売をしている。「修繕船事業」は、函館どつく株式会社が営んでいる事業で各種船舶の修繕及び解体をしている。「機械事業」は、オリイメック株式会社が営んでいる事業で主にプレス用自動化装置及び精密ばね成形機の製造販売をしている。「鉄構陸機事業」は、主に鉄鋼構造物の製造販売をしている。「その他事業」は、主にソフトウエア開発、海運、卸売、設備工事等をしている。

２　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、棚卸資産の評価基準を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一である。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値である。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいている。

３　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計	調整額(注)１	連結財務諸表計上額(注)２
	新造船	修繕船	機械	鉄構陸機	その他			
売上高								
外部顧客への売上高	113,494	5,940	6,119	6,747	3,734	136,034	―	136,034
セグメント間の内部売上高又は振替高	―	―	―	―	183	183	△183	―
計	113,494	5,940	6,119	6,747	3,917	136,217	△183	136,034
セグメント利益又はセグメント損失(△)	9,220	△250	△787	194	335	8,712	△2,102	6,610
セグメント資産	113,558	7,423	10,666	5,716	6,830	144,193	51,537	195,730
その他の項目								
減価償却費	3,180	532	192	53	330	4,287	214	4,501
のれんの償却額	366	156	19	―	―	541	―	541
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,251	1,294	107	10	62	2,724	823	3,547

(注)　１　セグメント利益の調整額△2,102百万円には、セグメント間取引消去22百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用2,080百万円が含まれている。全社費用は、主に当社の総務部、経営管理部等の管理部門に係る費用である。

２　セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

【関連情報】

当連結会計年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略している。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	パナマ	その他	合計
31,105	73,518	31,411	136,034

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国に分類している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略している。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
GALAXY SHIPPING NAVIGATION S.A.	16,721	新造船事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

該当事項はない。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額	合計
	新造船	修繕船	機械	鉄構陸機	その他		
当期末残高	589	241	13	―	―	―	843

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

該当事項はない。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)及び当連結会計年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

該当事項はない。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)及び当連結会計年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

該当事項はない。

(１株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)		当連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)	
１株当たり純資産額	834円80銭	１株当たり純資産額	845円27銭
１株当たり当期純利益	130円23銭	１株当たり当期純利益	47円10銭
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	129円94銭	潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	46円95銭

(注) 算定上の基礎

１ １株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成22年３月31日)	当連結会計年度 (平成23年３月31日)
純資産の部の合計額	(百万円)	41,008	41,569
普通株主に帰属しない金額	(百万円)	747	771
(うち新株予約権)	(百万円)	60	72
(うち少数株主持分)	(百万円)	687	699
普通株式に係る期末の純資産額	(百万円)	40,261	40,798
１株当たり純資産額の算定に 用いられた期末の普通株式の数	(千株)	48,229	48,265

２ １株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額

		前連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
当期純利益	(百万円)	6,281	2,273
普通株主に帰属しない金額	(百万円)	―	―
普通株式に係る当期純利益	(百万円)	6,281	2,273
普通株式の期中平均株式数	(千株)	48,229	48,254
潜在株式調整後１株当たり当期 純利益の算定に用いられた普通 株式増加数の主要な内訳	(千株)	106	162
普通株式増加数	(千株)	106	162

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)及び当連結会計年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

該当事項はない。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はない。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,467	1,006	1.4	―
１年以内に返済予定の長期借入金	4,035	4,388	1.9	―
１年以内に返済予定のリース債務	77	91	―	―
長期借入金(１年以内に返済予定のものを除く)	14,657	11,782	1.9	平成25年２月28日～平成33年３月７日
リース債務(１年以内に返済予定のものを除く)	328	295	―	平成24年４月16日～平成32年４月19日
その他有利子負債	―	―	―	―
合計	20,564	17,562	―	―

(注) １ 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載している。

２ リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していない。

３ 長期借入金及びリース債務(１年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額

区分	１年超２年以内 (百万円)	２年超３年以内 (百万円)	３年超４年以内 (百万円)	４年超５年以内 (百万円)
長期借入金	3,236	2,657	1,992	1,118
リース債務	95	90	83	26

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略している。

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

		第１四半期 (自 平成22年４月１日 至 平成22年６月30日)	第２四半期 (自 平成22年７月１日 至 平成22年９月30日)	第３四半期 (自 平成22年10月１日 至 平成22年12月31日)	第４四半期 (自 平成23年１月１日 至 平成23年３月31日)
売上高	(百万円)	30,786	35,871	34,077	35,300
税金等調整前四半期純利益又は四半期純損失(△)	(百万円)	3,460	△3,588	4,874	666
四半期純利益又は四半期純損失(△)	(百万円)	1,725	△3,559	3,152	955
１株当たり四半期純利益又は四半期純損失(△)	(円)	35.77	△73.76	65.30	19.79

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年３月31日)	当事業年度 (平成23年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	71,620	63,600
受取手形	452	249
売掛金	26,493	21,917
有価証券	37,990	39,993
仕掛品	1,327	※4 1,105
原材料及び貯蔵品	176	384
前渡金	※3 6,957	※3 5,842
前払費用	74	93
繰延税金資産	1,189	2,858
未収収益	14	7
短期貸付金	※3 225	※3 275
未収入金	※3 1,826	※3 1,911
未収消費税等	1,123	1,047
その他	45	30
貸倒引当金	△29	△24
流動資産合計	149,482	139,287
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,596	5,984
構築物	3,376	3,309
ドック船台	478	454
機械及び装置	6,156	4,699
船舶	0	0
車両運搬具	379	254
工具、器具及び備品	655	683
土地	3,985	3,968
リース資産	53	63
建設仮勘定	141	116
有形固定資産合計	※1, ※2 20,819	※1, ※2 19,530
無形固定資産		
ソフトウエア	277	286
無形固定資産合計	277	286
投資その他の資産		
投資有価証券	6,015	4,809
関係会社株式	6,189	6,188
出資金	8	8
関係会社長期貸付金	2,872	4,900
長期前払費用	8	5
長期性預金	300	―
その他	511	511
貸倒引当金	△43	△41
投資その他の資産合計	15,860	16,380
固定資産合計	36,956	36,196
資産合計	186,438	175,483

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年３月31日)	当事業年度 (平成23年３月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	※3 4,088	※3 3,829
買掛金	※3 16,216	※3 16,715
短期借入金	600	600
1年内返済予定の長期借入金	※1 3,631	※1 3,567
リース債務	12	18
未払金	1,141	941
未払費用	1,660	1,733
未払法人税等	1,330	3,641
前受金	108,840	90,974
預り金	199	134
船舶保証工事引当金	561	883
工事損失引当金	826	※4 4,359
役員賞与引当金	95	39
デリバティブ債務	92	19
流動負債合計	139,291	127,452
固定負債		
長期借入金	※1 9,017	※1 6,950
リース債務	44	49
繰延税金負債	549	244
退職給付引当金	2,053	1,917
長期預り金	50	―
資産除去債務	―	415
その他	759	760
固定負債合計	12,472	10,335
負債合計	151,763	137,787

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年３月31日)	当事業年度 (平成23年３月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,083	8,083
資本剰余金		
資本準備金	9,556	9,556
その他資本剰余金	1	－
資本剰余金合計	9,557	9,556
利益剰余金		
利益準備金	247	247
その他利益剰余金		
配当準備積立金	122	122
特別償却準備金	162	126
固定資産圧縮積立金	197	168
別途積立金	2,000	2,000
繰越利益剰余金	14,209	18,152
利益剰余金合計	16,937	20,815
自己株式	△55	△39
株主資本合計	34,522	38,415
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	148	△780
繰延ヘッジ損益	△55	△11
評価・換算差額等合計	93	△791
新株予約権	60	72
純資産合計	34,675	37,696
負債純資産合計	186,438	175,483

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
売上高	111,468	115,788
売上原価	100,126 ※1, ※3	104,502 ※1, ※3
売上総利益	11,342	11,286
販売費及び一般管理費		
役員報酬	328	278
給料及び手当	1,228	1,159
退職給付費用	99	96
福利厚生費	415	401
減価償却費	231	272
賃借料	100	97
租税公課	153	183
旅費及び交通費	149	129
通信費	8	8
研究開発費	290 ※2	290 ※2
設計開発費	99	96
システム開発費	192	198
その他	116	123
販売費及び一般管理費合計	3,408	3,330
営業利益	7,934	7,956
営業外収益		
受取利息	205 ※1	325 ※1
有価証券利息	77	46
受取配当金	345 ※1	500 ※1
その他	43	17
営業外収益合計	670	888
営業外費用		
支払利息	279	254
固定資産除売却損	83	75
為替差損	404	246
その他	38	49
営業外費用合計	804	624
経常利益	7,800	8,220
特別利益		
工事契約会計基準の適用に伴う影響額	2,225 ※4	―
契約解約益	36 ※5	―
企業立地助成金	66	―
会員権売却益	3	―
買取債権回収益	1,000 ※6	―
特別利益合計	3,330	―

(単位：百万円)

	前事業年度 (自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日)	当事業年度 (自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日)
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	―	209
投資有価証券評価損	98	―
会員権評価損	11	―
特別損失合計	109	209
税引前当期純利益	11,021	8,011
法人税、住民税及び事業税	2,950	5,131
法人税等調整額	1,363	△1,725
法人税等合計	4,313	3,406
当期純利益	6,708	4,605

【売上原価明細書】

区分	注記番号	第111期 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日) 金額(百万円)	構成比 (%)	第112期 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日) 金額(百万円)	構成比 (%)
１ 直接材料費		48,074	48.0	47,426	45.4
２ 直接経費		35,748	35.7	36,144	34.6
３ 用役費		1,773	1.8	1,914	1.8
４ 加工費		15,315	15.3	14,989	14.3
５ 原価差額		△52	△0.1	174	0.2
６ 船舶保証工事引当金繰入額		93	0.1	322	0.3
７ 工事損失引当金繰入額（△は戻入額）		△825	△0.8	3,533	3.4
売上原価合計		100,126	100.0	104,502	100.0

原価計算の方法

当社の実施している原価計算は個別原価計算を主とし、設計部門等一部については総合原価計算を採用している。原価は実際原価を原則としており、労務費・間接費・用役費等は予定率をもって工事に賦課、または配賦し、実際原価との差額は原価差額の調整を行うが、総製造費用の100分の１に相当する金額以内である場合は、売上原価に直課している。

加工費には、工事に賦課する直接労務費と直接作業時間を基準として予定率をもって配賦する間接費が含まれている。このうち直接労務費の割合は第111期47%、第112期50%である。

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	8,083	8,083
当期変動額		
当期変動額合計	―	―
当期末残高	8,083	8,083
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	9,556	9,556
当期変動額		
当期変動額合計	―	―
当期末残高	9,556	9,556
その他資本剰余金		
前期末残高	1	1
自己株式の処分	―	△1
当期変動額合計	―	△1
当期末残高	1	―
資本剰余金合計		
前期末残高	9,557	9,557
自己株式の処分	―	△1
当期変動額合計	―	△1
当期末残高	9,557	9,556
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	247	247
当期変動額		
当期変動額合計	―	―
当期末残高	247	247
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	122	122
当期変動額		
当期変動額合計	―	―
当期末残高	122	122
特別償却準備金		
前期末残高	164	162
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	△50	△38
特別償却準備金の積立	48	2
当期変動額合計	△2	△36
当期末残高	162	126

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
固定資産圧縮積立金		
前期末残高	194	197
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	△36	△29
固定資産圧縮積立金の積立	39	―
当期変動額合計	3	△29
当期末残高	197	168
別途積立金		
前期末残高	2,000	2,000
当期変動額		
当期変動額合計	―	―
当期末残高	2,000	2,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	8,032	14,209
当期変動額		
剰余金の配当	△530	△724
特別償却準備金の取崩	50	38
特別償却準備金の積立	△48	△2
固定資産圧縮積立金の取崩	36	29
固定資産圧縮積立金の積立	△39	―
当期純利益	6,708	4,605
自己株式の処分	―	△3
当期変動額合計	6,177	3,943
当期末残高	14,209	18,152
利益剰余金合計		
前期末残高	10,759	16,937
当期変動額		
剰余金の配当	△530	△724
特別償却準備金の取崩	―	―
特別償却準備金の積立	―	―
固定資産圧縮積立金の取崩	―	―
固定資産圧縮積立金の積立	―	―
当期純利益	6,708	4,605
自己株式の処分	―	△3
当期変動額合計	6,178	3,878
当期末残高	16,937	20,815

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
自己株式		
前期末残高	△55	△55
当期変動額		
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	－	16
当期変動額合計	△0	16
当期末残高	△55	△39
株主資本合計		
前期末残高	28,344	34,522
当期変動額		
剰余金の配当	△530	△724
当期純利益	6,708	4,605
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	－	12
当期変動額合計	6,178	3,893
当期末残高	34,522	38,415
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△806	148
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	954	△928
当期変動額合計	954	△928
当期末残高	148	△780
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△138	△55
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	83	44
当期変動額合計	83	44
当期末残高	△55	△11
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△944	93
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,037	△884
当期変動額合計	1,037	△884
当期末残高	93	△791
新株予約権		
前期末残高	20	60
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	40	12
当期変動額合計	40	12
当期末残高	60	72

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
純資産合計		
前期末残高	27,420	34,675
当期変動額		
剰余金の配当	△530	△724
当期純利益	6,708	4,605
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	－	12
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,077	△872
当期変動額合計	7,255	3,021
当期末残高	34,675	37,696

【重要な会計方針】

第111期 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	第112期 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) (2) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (3) その他有価証券 [時価のあるもの] 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定) [時価のないもの] 移動平均法による原価法	1 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の債券 同左 (2) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (3) その他有価証券 [時価のあるもの] 同左 [時価のないもの] 同左
2 デリバティブ取引により生じる債権及び債務の評価基準及び評価方法 時価法	2 デリバティブ取引により生じる債権及び債務の評価基準及び評価方法 同左
3 たな卸資産の評価基準及び評価方法 通常の販売目的で保有するたな卸資産 評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっている。 (1) 仕掛品 個別法 (2) 原材料及び貯蔵品 移動平均法	3 たな卸資産の評価基準及び評価方法 通常の販売目的で保有するたな卸資産 評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっている。 (1) 仕掛品 同左 (2) 原材料及び貯蔵品 同左
4 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法 ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用している。 なお、主な耐用年数は次のとおりである。 建物 15年～47年 機械及び装置 ５年～10年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法 ただし、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能年数(５年)に基づく定額法を採用している。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。 なお、「リース取引に関する会計基準」の改正適用初年度開始前に契約した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。	4 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左 (3) リース資産 同左
5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益で処理している。	5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左

第111期 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	第112期 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
6 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。 (2) 船舶保証工事引当金 新造船のアフターサービスに対する支出に備えるため、保証工事見込額を実績率に基づいて計上している。 (3) 工事損失引当金 当期末手持受注工事のうち損失が確実視される工事の翌期以降に発生が見込まれる損失に備えるため、合理的な見積額を計上している。 (4) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当期における支給見込額に基づき計上している。 (5) 退職給付引当金 従業員の退職により支給する退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により、費用処理している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により翌期から費用処理している。	6 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 同左 (2) 船舶保証工事引当金 同左 (3) 工事損失引当金 同左 (4) 役員賞与引当金 同左 (5) 退職給付引当金 同左
7 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。	7 収益及び費用の計上基準 同左
8 ヘッジ会計の方法 (1) 繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法 予定取引により将来発生する外貨建金銭債権・債務に対する為替予約によるヘッジについては、繰延ヘッジ会計を適用している。 また、為替予約が付されている外貨建金銭債権・債務等については、振当処理を行い、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用している。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 (ア)ヘッジ手段 デリバティブ取引 (為替予約取引、金利スワップ取引) (イ)ヘッジ対象 相場変動等によるリスクを保有しているもの (外貨建金銭債権・債務、変動金利借入)	8 ヘッジ会計の方法 (1) 繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 (ア)ヘッジ手段 同左 (イ)ヘッジ対象 同左

第111期 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	第112期 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
(3) ヘッジ方針 デリバティブ取引取扱規程に基づき、為替、金利変動リスクをヘッジしている。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して判断している。 (5) その他 デリバティブ取引についての基本方針を定めた取扱規程を取締役会で決定している。取引の実行及び管理は経営管理部で行っており、取引状況は、取締役会に報告している。	(3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジ有効性評価の方法 同左 (5) その他 同左
9 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。	9 消費税等の会計処理 同左

【会計処理の変更】

第111期 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	第112期 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
(工事契約に関する会計基準の適用) 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していたが、当期から平成19年12月27日公表の「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第15号）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第18号）を適用している。 この結果、従来の方法によった場合に比べ、売上高は10,435百万円、売上総利益は4,157百万円、営業利益は4,116百万円、経常利益は3,708百万円及び税引前当期純利益は5,934百万円それぞれ増加している。 なお、前期までの手持受注工事のうち翌期以降に損失の発生が見込まれる場合の合理的な見積額を受注工事損失引当金として計上していたが、上記の変更に伴い、当期より工事損失引当金として計上している。	―――
―――	(資産除去債務に関する会計基準等の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年３月31日）を適用している。 これにより、当事業年度の営業利益及び経常利益は28百万円、税引前当期純利益は236百万円それぞれ減少している。

次へ

【表示方法の変更】

第111期 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	第112期 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
(貸借対照表) 前事業年度において掲記していた「半成工事」は、「造船業財務諸表準則（昭和26年運輸省告示（第二百五十四号））」が平成21年４月１日をもって廃止されたことにより、当事業年度より、「仕掛品」として掲記している。	――

【注記事項】

(貸借対照表関係)

第111期 (平成22年３月31日)	第112期 (平成23年３月31日)
※(1) 有形固定資産のうち伊万里事業所の 建物 640百万円 構築物 412百万円 ドック船台 419百万円 機械及び装置 127百万円 車両運搬具 2百万円 工具、器具及び備品 9百万円 土地 3,559百万円 計 5,168百万円 について工場財団を組成し、長期借入金(１年以内返済分を含む)9,834百万円の担保に供している。	※(1) 有形固定資産のうち伊万里事業所の 建物 594百万円 構築物 385百万円 ドック船台 398百万円 機械及び装置 68百万円 車両運搬具 1百万円 工具、器具及び備品 5百万円 土地 3,559百万円 計 5,010百万円 について工場財団を組成し、長期借入金(１年以内返済分を含む)8,803百万円の担保に供している。
※(2) 有形固定資産から控除した減価償却累計額は37,134百万円である。	※(2) 有形固定資産から控除した減価償却累計額は39,572百万円である。
※(3) 関係会社に対する資産・負債は次のとおりである。 前渡金 4,796百万円 短期貸付金及び未収入金 1,868百万円 支払手形及び買掛金 3,833百万円	※(3) 関係会社に対する資産・負債は次のとおりである。 前渡金 3,389百万円 短期貸付金及び未収入金 1,719百万円 支払手形及び買掛金 4,068百万円
――	※(4) 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。 損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は53百万円である。
(5) 財務制限 シンジケート・ローン (平成17年９月26日、平成19年９月26日及び平成20年９月25日借入) 当社の各会計年度又は中間決算期末における単体及び連結の純資産が、各々直前の年次決算期末又は中間決算期末における単体及び連結の純資産のそれぞれ75%を下回らないこと。	(5) 財務制限 シンジケート・ローン (平成19年９月26日及び平成20年９月25日借入) 当社の各会計年度又は中間決算期末における単体及び連結の純資産が、各々直前の年次決算期末又は中間決算期末における単体及び連結の純資産のそれぞれ75%を下回らないこと。
(6) 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っている。 函館どつく㈱ 4,000百万円 計 4,000百万円	(6) 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っている。 函館どつく㈱ 3,900百万円 計 3,900百万円

(損益計算書関係)

第111期 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	第112期 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
※(1) 関係会社との取引に係るものは次のとおりである。 材料費及び加工費 30,066百万円 受取利息 158百万円 受取配当金 229百万円	※(1) 関係会社との取引に係るものは次のとおりである。 材料費及び加工費 31,696百万円 受取利息 83百万円 受取配当金 392百万円
※(2) 一般管理費に含まれる研究開発費は290百万円である。	※(2) 一般管理費に含まれる研究開発費は290百万円である。
※(3) 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額は826百万円である。	※(3) 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額は4,127百万円である。
※(4) 工事契約会計基準の適用に伴う影響額は、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)第25項に基づき、平成21年４月１日時点で存在する工事契約（重要性のないものを除く）について同会計基準を適用したことによる過年度の工事の進捗に見合う利益である。 なお、過年度の工事の進捗に対応する工事収益の額及び工事原価の額は、それぞれ37,911百万円及び35,686百万円である。	――
※(5) 契約解約益は、連結子会社である函館どつく株式会社が建造予定の32千重量トン型撒積運搬船５隻に係る当社と発注者との間の新造船建造契約の合意解約に伴うものである。	――
※(6) 買取債権回収益は、連結子会社である函館どつく株式会社へ資金貸付を行っていたが、同社から資金を全額回収したことに伴い発生したものである。	――

(株主資本等変動計算書関係)

第111期（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

自己株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	127,290	248	―	127,538

（変動事由の概要）

普通株式の増加248株は、単元未満株式の買取によるものである。

第112期（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

自己株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	127,538	455	37,000	90,993

（変動事由の概要）

普通株式の増加455株は、単元未満株式の買取によるものである。

普通株式の減少37,000株は、ストックオプションの権利行使によるものである。

(リース取引関係)

<table>
<tr><th>第111期
(自 平成21年４月１日
至 平成22年３月31日)</th><th>第112期
(自 平成22年４月１日
至 平成23年３月31日)</th></tr>
<tr><td>１ リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
借手側
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
<table><tr><th></th><th>工具、器具及び備品
(百万円)</th></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>4</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>4</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>0</td></tr></table>(注)取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。
(2) 未経過リース料期末残高相当額
<table><tr><td>１年以内</td><td>0百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>0百万円</td></tr></table>(注)未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額
<table><tr><td>支払リース料</td><td>3百万円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>3百万円</td></tr></table>(4) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
２ オペレーティング・リース取引
借手側
未経過リース料
<table><tr><td>１年以内</td><td>17百万円</td></tr><tr><td>１年超</td><td>249百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>266百万円</td></tr></table>３ ファイナンス・リース取引
借手側
ファイナンス・リース取引は重要性がないため、リース資産の内容及び減価償却の方法の記載を省略している。</td><td>―――
１ オペレーティング・リース取引
借手側
未経過リース料
<table><tr><td>１年以内</td><td>17百万円</td></tr><tr><td>１年超</td><td>232百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>249百万円</td></tr></table>２ ファイナンス・リース取引
借手側
ファイナンス・リース取引は重要性がないため、リース資産の内容及び減価償却の方法の記載を省略している。</td></tr>
</table>

(有価証券関係)

第111期(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 子会社株式	―	―	―
(2) 関連会社株式	―	―	―
計	―	―	―

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	6,148
(2) 関連会社株式	41
計	6,189

上記については、市場価格がない。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものである。

第112期（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 子会社株式	―	―	―
(2) 関連会社株式	―	―	―
計	―	―	―

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	6,148
(2) 関連会社株式	40
計	6,188

上記については、市場価格がない。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものである。

次へ

(税効果会計関係)

第111期 (平成22年３月31日)	第112期 (平成23年３月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
流動資産	流動資産
(繰延税金資産)	(繰延税金資産)
船舶保証工事引当金 227百万円	船舶保証工事引当金 357百万円
工事損失引当金 334百万円	工事損失引当金 1,762百万円
未払事業税 106百万円	未払事業税 262百万円
繰延ヘッジ損益 38百万円	繰延ヘッジ損益 8百万円
その他 484百万円	その他 469百万円
繰延税金資産の合計 1,189百万円	繰延税金資産の合計 2,858百万円
固定負債	固定負債
(繰延税金資産)	(繰延税金資産)
投資有価証券評価損 1,547百万円	投資有価証券評価損 1,717百万円
退職給付引当金 830百万円	退職給付引当金 775百万円
未払役員退職慰労金 242百万円	未払役員退職慰労金 229百万円
その他 351百万円	その他 534百万円
計 2,970百万円	計 3,255百万円
評価性引当額 △2,684百万円	評価性引当額 △2,914百万円
繰延税金資産 合計 286百万円	繰延税金資産 合計 341百万円
(繰延税金負債)	(繰延税金負債)
特別償却準備金 △110百万円	特別償却準備金 △85百万円
固定資産圧縮積立金 △133百万円	固定資産圧縮積立金 △114百万円
その他有価証券評価差額金 △592百万円	その他有価証券評価差額金 △314百万円
繰延税金負債 合計 △835百万円	その他 △72百万円
繰延税金負債の純額 △549百万円	繰延税金負債 合計 △585百万円
	繰延税金負債の純額 △244百万円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 40.4%	法定実効税率 40.4%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △1.0%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △2.2%
評価性引当額の増減による差異 △0.3%	評価性引当額の増減による差異 0.8%
その他 △0.2%	その他 3.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 39.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 42.5%

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)及び当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

該当事項はない。

(資産除去債務関係)

当事業年度末(平成23年３月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物及び構築物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等である。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から20年と見積り、割引率は2.0%を使用して資産除去債務の金額を計算している。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注)	**407百万円**
時の経過による調整額	**8百万円**
期末残高	**415百万円**

(注) 当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号　平成20年３月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日)を適用したことによる期首時点における残高である。

(１株当たり情報)

第111期 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)		第112期 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)	
１株当たり純資産額	717円28銭	１株当たり純資産額	779円05銭
１株当たり当期純利益	139円00銭	１株当たり当期純利益	95円38銭
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	138円68銭	潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	95円06銭

(注) 算定上の基礎

１ １株当たり純資産額

		第111期 (平成22年３月31日)	第112期 (平成23年３月31日)
純資産の部の合計額	(百万円)	34,675	37,696
普通株主に帰属しない金額	(百万円)	60	72
(うち新株予約権)	(百万円)	60	72
普通株式に係る期末の純資産額	(百万円)	34,615	37,624
１株当たり純資産額の算定に 用いられた期末の普通株式の数	(千株)	48,259	48,295

２ １株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益

		第111期 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	第112期 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
当期純利益	(百万円)	6,708	4,605
普通株主に帰属しない金額	(百万円)	―	―
普通株式に係る当期純利益	(百万円)	6,708	4,605
普通株式の期中平均株式数	(千株)	48,259	48,284
潜在株式調整後１株当たり当期 純利益金額の算定に用いられた 普通株式増加数の主要な内訳	(千株)	106	162
普通株式増加数	(千株)	106	162

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)及び当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

該当事項はない。

前へ

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【債券】

銘柄	券面総額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
(有価証券)		
満期保有目的の債券		
国債		
第164回国庫短期証券	6,000	6,000
第173回国庫短期証券	6,000	5,999
第177回国庫短期証券	6,000	5,999
第174回国庫短期証券	5,000	4,999
第181回国庫短期証券	4,000	3,999
第179回国庫短期証券	4,000	3,999
第166回国庫短期証券	3,000	3,000
第171回国庫短期証券	3,000	2,999
第175回国庫短期証券	3,000	2,999
計	40,000	39,993

【株式】

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
(投資有価証券)		
その他有価証券		
新日本製鐵㈱	4,077,000	1,084
㈱三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	2,345,340	901
㈱商船三井	1,485,071	711
日本郵船㈱	1,428,898	464
三菱商事㈱	169,869	392
三菱重工業㈱	700,000	267
三井造船㈱	929,000	185
三光汽船㈱	3,347	167
エア・ウォーター㈱	113,400	115
㈱中北製作所	192,000	100
ユニタイ シップヤード アンド エンジニアリング社	2,120,000	99
その他19社	953,947	324
計	14,517,872	4,809

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高(百万円)	当期増加額(百万円)	当期減少額(百万円)	当期末残高(百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額(百万円)	当期償却額(百万円)	差引当期末残高(百万円)
有形固定資産							
建物	12,470	754	171	13,053	7,069	319	5,984
構築物	8,828	462	5	9,285	5,976	398	3,309
ドック船台	2,011	—	—	2,011	1,557	24	454
機械及び装置	24,569	163	230	24,502	19,803	1,596	4,699
船舶	4	—	—	4	4	0	0
車両運搬具	1,545	2	4	1,543	1,289	127	254
工具、器具及び備品	4,341	311	117	4,535	3,852	273	683
土地	3,985	—	17	3,968	—	—	3,968
リース資産	59	26	—	85	22	15	63
建設仮勘定	141	1,305	1,330	116	—	—	116
有形固定資産計	57,953	3,023	1,874	59,102	39,572	2,752	19,530
無形固定資産							
ソフトウエア	733	107	—	840	554	98	286
無形固定資産計	733	107	—	840	554	98	286
長期前払費用	8	5	8	5	—	—	5
繰延資産	—	—	—	—	—	—	—

【引当金明細表】

区分	前期末残高(百万円)	当期増加額(百万円)	当期減少額(目的使用)(百万円)	当期減少額(その他)(百万円)	当期末残高(百万円)
貸倒引当金	72	29	—	36	65
船舶保証工事引当金	561	590	268	—	883
工事損失引当金	826	4,127	594	—	4,359
役員賞与引当金	95	39	95	—	39

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)欄の金額は、一般債権に係る引当金の洗い替えによる取崩額である。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

(ア)現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	2
預金	
当座預金	8,540
普通預金	237
通知預金	54,390
定期預金	431
計	63,598
合計	63,600

(イ)受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
函館どつく㈱	249
合計	249

期日別内訳

期日別	金額(百万円)
平成23年４月満期	249
合計	249

(ウ)売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
NSC0258 SHIPPNG S.A.	4,161
ERICA NAVIGATION S.A.	3,632
GALAXY SHIPPING NAVIGATION S.A.	3,054
伊藤忠商事㈱	3,022
CHOWGULE STEAM SHIPS	2,019
その他(CANOPUS MARITIME INC 他)	6,029
合計	21,917

(注) 上記には工事進行基準適用の案件を含んでいる。

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期末残高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	当期末残高 (百万円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)}$	滞留期間(日) $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
26,493	135,836	140,412	21,917	86.5	65.0

(注) 当期発生高には消費税等を含んでいる。

(エ)仕掛品

区分	金額(百万円)
新造船 (92千重量トン型撒積運搬船 他)	126
鉄構陸機 (本駒橋他１橋鋼上部工工事 他)	978
その他	1
合計	1,105

(オ)原材料及び貯蔵品

品目	金額(百万円)
鋼材	339
金属二次製品	15
部分品	7
補助材料	6
消耗工具器具備品等	17
合計	384

(カ)支払手形

振出先別内訳

相手先	金額(百万円)
名和産業㈱	700
長崎船舶装備㈱	446
㈱中北製作所	222
ひまわり工業㈱	220
日本無線㈱	190
その他(小野建㈱ 他)	2,051
合計	3,829

期日別内訳

期日別	金額(百万円)
平成23年４月満期	925
５月満期	980
６月満期	799
７月満期	757
８月満期	247
９月以降満期	121
合計	3,829

(キ)買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
㈱メタルワン	5,994
函館どつく㈱	2,546
三井造船㈱	1,188
三菱重工業㈱	921
東邦ヤンマーテック㈱	514
その他(㈱マヤテック 他)	5,552
合計	16,715

(ク)前受金

区分	金額(百万円)
新造船 (132千重量トン型鉱石運搬船 他)	89,890
鉄構陸機 (本駒橋他１橋鋼上部工工事 他)	789
その他	295
合計	90,974

(3) 【その他】

該当事項はない。

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	４月１日から３月31日まで
定時株主総会	６月中
基準日	３月31日
剰余金の配当の基準日	３月31日、９月30日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	（特別口座） 大阪市中央区伏見町三丁目６番３号　三菱ＵＦＪ信託銀行㈱ 大阪証券代行部
株主名簿管理人	（特別口座） 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号　三菱ＵＦＪ信託銀行㈱
取次所	―
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりである。 http://www.namura.co.jp/jp/ir/koukoku.htm
株主に対する特典	なし

(注) 平成18年６月28日開催の第107回定時株主総会において、単元未満株式についての権利に関する定めを定款に追加した。当該規定により単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について以下の権利以外の権利を行使することができない。

(１)会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(２)株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(３)単元未満株式の買増しを請求する権利

第７ 【提出会社の参考情報】

１ 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はない。

２ 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出している。

(１)有価証券報告書及びその添付書類、確認書

事業年度(第111期)(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)平成22年６月25日関東財務局長に提出

(２)内部統制報告書

事業年度(第111期)(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)平成22年６月25日関東財務局長に提出

(３)四半期報告書及びその確認書

事業年度(第112期第１四半期)(自 平成22年４月１日 至 平成22年６月30日)平成22年８月12日関東財務局長に提出

事業年度(第112期第２四半期)(自 平成22年７月１日 至 平成22年９月30日)平成22年11月12日関東財務局長に提出

事業年度(第112期第３四半期)(自 平成22年10月１日 至 平成22年12月31日)平成23年２月10日関東財務局長に提出

(４)臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく臨時報告書

平成22年６月25日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第19号の規定に基づく臨時報告書

平成22年10月20日、平成23年３月14日関東財務局長に提出

(５)臨時報告書の訂正報告書

平成22年10月20日関東財務局に提出の臨時報告書の訂正報告書を平成22年11月11日関東財務局に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成２２年６月２４日

株式会社 名村造船所
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松 田 茂 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 藤 川 賢 ㊞

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社名村造船所の平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名村造船所及び連結子会社の平成２２年３月３１日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「会計処理の変更」に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「工事契約に関する会計基準」を適用している。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社名村造船所の平成２２年３月３１日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社名村造船所が平成２２年３月３１日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※１ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。
２ 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成２３年６月２３日

株式会社 名村造船所
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 田　茂 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤 川　賢 ㊞

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社名村造船所の平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名村造船所及び連結子会社の平成２３年３月３１日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社名村造船所の平成２３年３月３１日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社名村造船所が平成２３年３月３１日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※１ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。
２ 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成２２年6月２４日

株式会社 名村造船所
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　松　田　　茂	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　藤　川　　賢	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社名村造船所の平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までの第１１１期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名村造船所の平成２２年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「会計処理の変更」に記載されているとおり、会社は当事業年度より「工事契約に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※１ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。
２ 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成２３年６月２３日

株式会社 名村造船所
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 田　茂 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤 川　賢 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社名村造船所の平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日までの第１１２期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名村造船所の平成２３年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※１ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。
２ 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。